

参議院商工委員会會議録第十七号

昭和三十七年三月三十一日(土曜日)

午後二時二十四分開会

委員の異動

本日委員高橋進太郎君辞任につき、その補欠として小柳牧衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

武藤 常介君

理事

赤間 文三君
中田 吉雄君
牛田 寛君

委員

上原 正吉君
大泉 寛三君
川上 為治君
岸田 幸雄君
小林 英三君
小柳 牧衛君
鈴木 万平君
吉武 恵市君
近藤 信一君
椿 繁夫君
吉田 法晴君
田畑 金光君

衆議院議員

石田 有全君
大野 市郎君
鈴木 義男君
松澤 雄蔵君

通商産業大臣

佐藤 榮作君

政府委員

通商産業 大川 光三君
政務次官 塚本 敏夫君
通商産業大 臣官房長 佐橋 滋君
通商産業省 企業局長 島田 喜仁君
通商産業省 重工業局長 大堀 弘君
中小企業庁長官 斎藤 常勝君
建設省住宅局長 小田橋貞寿君
事務局側 常任委員 会専門員 藤岡 大信君

説明員

通商産業省企業 局長 水原 謙
局工業用水課長 藤岡 大信君

本日の会議に付した案件

○豪雪地帯対策特別措置法案(衆議院提出)
○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○工業用水法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(油須原線問題に関する件)
○自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。
本日は、衆議院提出にかかる豪雪地帯対策特別措置法案、内閣提出にかかる中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案、工業用水法の一部を改正する法律案、自転車競技法

及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案、以上四案の審査を行ないます。

○委員長(武藤常介君) 委員の異動がありましたので、報告いたします。
今日高橋進太郎君が委員を辞任され、その補欠として小柳牧衛君が委員に選任されました。

○委員長(武藤常介君) まず、豪雪地帯対策特別措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員大野市郎君。

○衆議院議員(大野市郎君) 豪雪地帯対策特別措置法案の提案理由の説明を申し上げます。ただいま議題となりましたこの法案につきましては、その提案の理由を申し上げます。
近年、わが国経済が著しい伸長発展を続け、国民生活もまた向上の一途をたどりつつあります。これは、まことに御同慶にたえぬところであります。が、他面、その内実をつぶさにせんざくいたしますと、これら国民経済の向上がややもすればいわゆる既成大都市を中心として地域的に偏重し、全国的視野において見ますと、ますます地域格差を助長する傾向にありまことは、諸君のよく御認識のとおりであります。まして、いわゆる日の当たらない地域は急速に繁栄する一方、日の当たらない地域は何ら見るべき国家的施策の恩恵にあずかることなくして放置され、その後進性の度を強めているといつて過言ではないのであります。

ことに、北海道、東北、北信越等に存在する豪雪地帯は、その最たるものであります。これら地域は、毎年、豪雪という自然災害のため、民生、産業等あらゆる分野にはかりしれない損害をこうむり、一年の約半分は冬眠を余儀なくせられ、ために民力は衰え、地場産業の発展が阻害されるなど、旧態依然としてその雪国の宿命にあえいでいる実情にあるのであります。
現在わが国の直面する至上命題は、経済の安定的伸長発展と地域格差の縮小であり、政府もこの目標達成に向かって施策の万全を期していることは申し上げるまでもありませんが、なかんずく、まず第一に、従来、わが国の最も目の当たりの場所としてみじめな生活を余儀なくされてきた豪雪地帯について、雪害を防止し、民生、産業等の振興条件を整備し、他の地域と同じベースに引き上げる措置を講ずることこそ必要なのであります。かかる施策は、これら地域格差の是正の国策遂行は、おろか、地域格差是正の国策遂行は望むべくもないのであります。さきの第三十九国会において、雪害対策促進に関する決議案が衆、参両院で満場一致採択されたゆえのものも、実にここにあると信ずるものであります。かくしてここに、地域住民の積年の念願にこたえ、豪雪地帯にスポットライトを当てて、その抜本的総合対策を確立し、これを強力に推進せんとする基本法として、本法案を提出した次第であります。

以上、本法案の提案の理由について申し上げますが、次に、本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、本法案の目的であります。前述いたしましたごとく、積雪が特に甚だしいために、産業の発展が停滞的で、民生の安定向上が阻害されている地域について、雪害の防止その他産業等の基礎条件を改善する総合的対策を樹立し、かつその実施を推進して、民生、産業の向上、振興に寄与せんとするものであります。

第二に、本法案の適用地域となる豪雪地帯の指定についてであります。これは、内閣総理大臣が、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に基づき、かつ豪雪地帯対策審議会の意見を聞いて、道府県の区域の全部または一部を豪雪地帯として指定することとしております。

第三に、豪雪地帯対策基本計画についてであります。内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び豪雪地帯対策審議会の意見を聞き、さらに、最終的には閣議の決定を経て、基本計画を決定することとしております。

なお、この基本計画は、豪雪地帯における雪害の防止その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべきものと、したがって、その内容は、交通、通信、教育、保健衛生、社会福祉、国土保全等の諸施設のほか、本法案の目的達成に必要な重要事項で政令で定める

ものをすべて含めることとしております。

第四に、総理府に、豪雪地帯対策審議会を設置することとし、その所掌事務、組織その他所要の事項について規定してあります。特に、その所掌事務については、地域指定あるいは基本計画作成等のほか、産業の振興、民生、文化の向上等有形無形のあらゆる重要事項を網羅して調査審議の対象とする。同時に、内閣総理大臣の諮問に答申したり、内閣総理大臣または関係行政機関の長に意見を申し出ることができるといたしております。なお、審議会の運営に伴う経費約百万円については、差し当たり既定予算の運用により処理することとしております。

第五は、基本計画に基づく事業の実施及び調整についてであります。まず事業については、この法律に定めるもののほか、関連する法令の規定に従って、国、地方公共団体その他の者が実施するものとし、また、それぞれの事業の総合効率的実施を推進するため、経済企画庁長官、並びに北海道の区域内にあるものについては北海道開発庁長官が、毎年度、関係行政機関の長がその所管事項について作成した事業計画の調整を行なうこととしております。

第六に、本法の実施に当たって、関係行政機関の長等の協力義務を規定するとともに、政府は、基本計画の実施に要する資金の確保をはかり、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならないことといたしました。

第七に、豪雪地帯の特殊事情にかんがみまして、国及び地方公共団体は、

工事の早期着手等事業の効率的実施について特別の配慮を加えることとしております。

第八に、事業の円滑な実施を促進するため、当該事業に要する経費にかかるとの負担割合または補助率について、必要がある場合は、別に法律で定めるところによつて特例を設けることができることといたしました。

以上、本法案の提案理由について御説明申し上げましたが、豪雪地帯対策の緊要性を御勘考いただきまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望申し上げる次第であります。

○委員長(武蔵常介君) 引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小林英三君 これは、何ですか、法案の第二条に、内閣総理大臣は、「道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する」というのですが、そうすると、毎年これは違うこともあり得るわけですか。

○衆議院議員(松澤雄蔵君) お答え申し上げます。

毎年続くというわけには参らぬと思ひます。いわば統計をとりまして、現在御承知のように、寒冷地手当、あるいは薪炭手当等支給しておりますが、これらも五年ぐらゐを基準にとりまして、そして月等を指定して統計をとつてやつておりますので、したがって年々変えるということにならずに、ある一定の統計に基づいて政府としては指定するということに一応考えております。

○吉田法晴君 二、三お尋ねをいたしておきます。法文によりますと、「積

雪が特に必要はなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」これをいかにして指定するかという問題をお尋ねをいたしたいのです。基準をきめるということですが、基準はどういう基準が予想されておられるのか。その基準によつておおよそどういう地域が豪雪地帯として指定される見通しなのか。

○衆議院議員(松澤雄蔵君) お答え申し上げます。御承知のように、今までの法案としてこの雪に関する法案がございまして、そのうちで一つ、一口に積雪道路——積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する法律というのがございまして、これは政令で同じように指定になっておりますが、その政令によりますと、一応積雪量にいたしまして〇・五メートル以上及び寒冷度におきましては零度以上、こういふふうに相なつておるわけでございます。ところがこの法案は特にしほりまして、豪雪という名のとおりにまあ一応いたしたいというわけで、これから政府がい

ろいろと検討になつて政令で定めていただくわけでございますが、われわれのほうでいろいろと討論し合つた内容の部面から一応申し上げますと、一応積雪量といたしましては、〇・五メートル以上という従来のような状態でありまして、相当範囲も広がつて参る。したがつて特に雪がはなはだしい、こ

ういう意味でございまして、そこに豪雪というふうな名もつけたわけでございますが、一応、一メートル以上ぐらゐが妥当じゃなからうか。また、温度としては零下十度もしくは十五度以上というふうなところが基準として考え

ていかれたら、非常に極端にしほられるわけでございますが、いわば、御承知のように皆さん方から討議、実施を願つております離島振興法がござい

ますが、あの離島振興法はほんとうの島それ自体をやつておるわけであり

ますが、いわば陸上における島——いわば離島振興法は、かりに暴風雨等になりまして、一週間もしくは十日、こ

ういうふうなことで内陸地方との連絡がとれますけれども、雪のほうはもう幾ら短かく見ましても三ヶ月もしくは四ヶ月、こ

ういうふうなことに相なつておる現況でございまして、そうい

うふうな地域を指定されるような方向に政府としては考えて検討してもらいたいという意向を持っております。

○吉田法晴君 そりしますと、北海道、東北、北陸地方の全部ではないかもしれぬと思ひますが、その中から府県が選ばれるということになると思ひますが、地域開発法との関係はどういうことになるのでしうか。それぞ

れ審議会を作つて基本計画を作ることになつておりますが、その地域開発法と、それからそれに基づく措置と、こ

の法案に基づく措置、あるいは重複をするのか。それから地域開発法はどういう分野を受け持ち、この法律はどういう分野をあれするか。こ

ういう分野をあれするか。こ

ういう分野をあれするか。こ

ういう分野をあれするか。こ

ういう分野をあれするか。こ

ういう分野をあれするか。こ

るかと思しきと、分校がない。しかも、それが二カ月も三カ月も続く。それが地方開発においてどういふふうに取り上げられているかという、普遍的に地方開発が考えられておりまして、その部面だけを取り上げているというところは、残念ながら私たちの見方では考えられない。そういう点を重点的にやっていただけるように全国民の力を借りたいという意思のもとに、この法を作ったつもりでございます。

○吉田法晴君 まあ、地方開発法で届かないところの雪害対策の意味で、それを整備していく、こういうふうな御説明ですが、低開発地域工業開発促進法との関係をお伺いしたいのですが、低開発地域工業開発促進法では、指定地域の減税とか課税の特例等について規定が設けられておりますが、そういう規定が必要なのではないか。それらの点については、この法律の関係ではどういふ場合に考えておられますか。

○衆議院議員(松澤雄蔵君) その点におきましても、ただいまお答え申し上げましたと同じような趣意になります。低開発地域における工業の開発といったような部面とは直接に結びつくというふうには一応考えていないのであります。ただ、税金関係につきましても、お手元にお配り申し上げましたこの条文の中で、第四条の「基本計画」には、次の各号に掲げる事項」というものを掲げまして、一から五までとつたつもりであります。その五の面に「前各号に掲げるもののほか、雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する重要事項」ですが、これがいわば雪害によつ

て非常に劣っている地域、それが産業等の基礎条件を非常に阻害をしているというふうな部面、または生活的面においての安定を欠いているというふうな面、こういうふうな点を十分にこの中に織り込んである、こういうふうな気持で、第五号に税金等を含めたものとして考えたつもりでございます。

○吉田法晴君 十四条によると、国の負担割合、それから補助率について特例を設けることとありますが、その特例で、既存の法律でどういふ関係法律、あるいはこの法律に基づいて使える法律があるのか。それから将来新たに作らなければならぬ関係法律は、どういふものが予想されているか、この点をお伺いしたい。

○衆議院議員(松澤雄蔵君) 十四条の部面は、一応この法案は、ごらんのように各省から実施計画の面なり、基礎計画の面なりの計画が出て参りました。場合においては、一応審議会にかけまして、そうして審議会において、いろいろと御検討になった上に立って、そうしたことから立法措置を考案すべきかどうか、あるいは行政的な措置でいくべきかどうかという、いわば基本的な精神がここに含まれているわけでございます。その審議会におきまして、あるいは各省から出てくる、あるいは民間側の御意見等もしんじやくいたしまして、審議会が討論し合うというふうな場合に、ほとんどこういう地域は、御承知のように、ふところ工合が非常に悪いのでございまして、したがってこの地域に自己負担をもつてやういふことといわれましても、ほとんどできないわけでありまして、また一般的な、通例な、今日行なわれておりま

するところの補助率等だけでもやういふことになりまして、その場合は、この条文の第十四条を中心として、考えていただきたいという、いわば審議会に対する一つの考え方、一点の示唆をただ与えている、こういうふうな私どもは考えて、ここに載せたわけでありまして。

なお、第二点の御質問で、従来の補助率の面との関係と、こう言いまするが、一般的にやつは今申しましたとおりでございますが、従来御承知のような地方再建整備法といういわば赤字財政県を救う、あるいは赤字市町村を救うのだといった法律がございまして、これが今日昭和三十七年度の、本年はきき現在でございましてけれどもありましたが、昭和三十七年にはほとんど赤字県というやつは国民全体の御努力によつて解消されて、そして今日にきていますわけでございます。そのとき地方再建整備法において、そういうふうな赤字県に對しまして、地方開発法にのつとりまして、二割増を認める、こういうふうな従来なっております。ところが、今申し上げたように、地方再建整備法というものが、地方再建整備法に對して、しかも地方開発法にのつと二割増でございまして、それがまたほとんど解消といたしたような県が、全体から見ますると、そういうふうな解消というふうな部面になつて参りました。そうなつて参りますと、県全体はかりにいいましたとしても、こういうふうなところは、そのままではやつていけない。いわば全国平均的に生活レベルが上がったけれども、その地域々々が上

がつていかないと同様に、県内においても同様な地域があるわけでございます。それで、そういう地域はこれによつて救つていただく。それはもちろん審議会等を通じて、審議会の御意見等によつて政府が考えていく。またわれわれのほうも皆さんと同様の立場に立つて考えていきたい、こういう趣旨を持っていますわけでございます。

○吉田法晴君 次は予算の関係ですが、この法律の所要経費として百万円とありますが、小さい金額ですけれども、三十七年度分の経費でしようが、これは予備費から支出されるのか、それとも企画庁の予算の中から支出されるのか。それから今後とも百万円程度では問題にならぬと思うのですが、将来の予算についてはどういふように考えておられるのか。

○衆議院議員(松澤雄蔵君) 三十七年度分といたしましては、これがために、特に百万というふうな面の予算の計上は御承知のようになつたわけでございます。しかし当初われわれが、こういうふうなことがありがたから、十分に御考慮を願いたいというふうなことを所管庁である企画庁並びに大蔵省にも申し出ておつたわけでございます。それらに對して、まだ法もでないしといったような意味も加味しまして、この審議会に特に百万というものが、いわばひもつきの予算の配分的なものがなかつたのでございまして、一応百万程度でございまして、率直に申し上げまして、政府のほうで十分に御考慮願えれば、どうかかり集めていただいても百万ぐらい出してくるのではないだろうかというふうな気持ちもございまして、政府のほうで

は、率直に申し上げまして、予算が作らうという意味で、当初この百万円をもつて予算というふうな気持ちから、なかなかうんと言わないというふうなところもございまして、今申し上げましたように、何千人、何万人という、よく雪というものを、国民全体の力によつてながめてもらうという時期に入つたとき、その百万の予算がないというふうなだけではどうも立法府のわれわれの考え方としては納得できない、こういうわけでは実は政府のほうに強く当たつて参りました。そこで衆議院側におきましては、政府の国務大臣としての答弁は、本法案成立の上で立つてはそのとおりやういふこと、こういうふうな答弁をいただいておりますので、この点は、いわば法に基づいて政府がしかるべく善処していただきたいという気持ちを持っておるわけでございます。

なお、将来というお話でございますが、これは今後皆さんの方のお力等によりまして、何とかこの目的に沿わしめるよう政府をして鞭撻するということに、やはり予算の基礎が生まれてくるのじゃないか、かように考えておりますので、その点は今後の審議会の運営状況によつてきめられていくものじゃないか。しかしこの法案を自他において、事業それ自体が生まれてくる、即時これによつて実施される事業費というふうな点は、この法案では生まれてこないものと、かように考えております。

○吉田法晴君 最後に、今までどういふこの雪害地帯の対策が講ぜられてきたか。それから豪雪による被害の研究はどの程度に行なわれてきたか。今後

豪雪対策あるいは豪雪地帯の対策を行なおうとすると、もっと研究調査が必要だろうと思うのですが、その研究のために特別の研究施設を設ける必要はないか。それらの点についてお伺いしたい。

○衆議院議員(松澤雄藏君) 雪害それ自体に対しましては、皆さん方が最も御記憶をお持ち願つておる節面から申し上げますと、昭和九年に全国的な冷害を伴いましたが、特に東北、北陸、北海道、この方面が非常な冷害が伴い、そしてしかもそういうふうな土地でございましたので、雪害的な面における冬期間の害が非常に大きかつた、こういうふうなところに端を発しまして、昭和十一年やに記憶いたしておりますが、山形県の新庄に農林省を主体とするところの雪害調査所というものが設置されました、これを中心にいたして、ここを本拠といたしまして、新潟県あるいは北海道、こういう方面にあらゆる資料を求めて、年間の気象的な面の調査を依頼した。雪害組織的な面のものが今現在やつておりますが、こういうふうな点で非常に大きな意味においての研究を今日までやつてきております。この雪害的な面の御説明を申し上げますと、非常に時間的にも長くなりますので、省略させていただきますと思いますが、どうも今日まで、残念にも地方住民的な面はあきらめておつたといった気持ちすら持つておる悲惨な気持ちを私たちは想像して今日まで参つておりますが、こ

の調査書類というものは膨大なものが
実はあるわけでございます。で、まこ
とに残念にも、雪害それ自体に對する
調査は世界的に日本が一番進んでいる
んじゃないか、こういふふうに言われ
て参つたのでございますが、これに對
する対策というものは率直に申し上げ
まして国会を中心として生まれました
二法というものが中心だと、あとは行
政的な措置のもので、政令とか
そういうもの、こまかいものがある
のは別にいたしまして、一つはさつき
申し上げました積雪寒冷特別地域にお
ける道路交通の確保に關する特別措置
法、これは道路交通を確保する法律で
ございまして、昭和三十一年の臨時國
會で通過したやに記憶いたしております
。あるいは三十二年の通常國會でござ
いしましたが、それが一つと、それか
ら皆さん御承知のように、積雪寒冷單
作地帯振興臨時措置法という土地改良
の法律が一つございます。この二つが
今日までほとんど中心をなして、他は
見るべきものはほとんどなかった、か
ように考えております。

これから考えていきたいと思うものは、今までのやつは雪害調査所でございます。いまして、今度は今申し上げましたように、害はほとんど見きわめつきましたので、雪害対策総合研究所、対策の総合研究所、これだけはぜひ皆さん方の御同意によって、全国のが日本の国土の十分の六を擁しておる雪国地帯でございますので、地域の発展はもうんでございますが、日本の全体の発展のためにもその害だけでなくして、害に対する対策総合研究所をぜひ設置したいのと、こういうふうに現在では一応考えておるような次第でござ

○吉田法晴君　まあ以上御説明を聞いておつて、政府が雪害対策なり、あるいは豪雪地帯の対策について、もつと積極的に乗り出すべきものを、雪害対策等については調査をすべきだけれども、雪害調査所はその後まあ消えてなくなつたみたいな状態、雪害調査は世界に誇り得るだけの調査ができていないというお話ですけれども、対策はほとんどない。まあ道路だとか、あるいは単作地帯の農業改良関係はございますけれども、総合的な対策は不十分で、そこで議員立法ができたということのようですが、われわれも雪害あるいは豪雪の対策について、自然災害の一つとして十分対策を強化しなければならぬと思うのですが、御説明を通じて、従来の政府の消極的な態度が有取でできるわけですが、雪害の調査、それから雪害地帯の研究所を作つて参りたという提案の御趣旨ですが、それらの点があつと科学的に強化され、総合対策が立てられることを私どもも希望をいたします。

法律に關連をいたします疑問については大体尽しました。私の質問を終わります。

○田畑金光君 關連して一、二点だけ提案者にお伺いしておきたいと思いますが、きのうの新聞でしたか、藤山企劃庁長官が閣議の席上で、予算を伴う議員立法が政府の知らないうちに院を通つておるといふような事例があるので、今後与党と政府とが十分連絡をして慎重な取り扱いをしてもらいたい、こういうような何か閣議で希望意見が出されたということです。まあその節あげられたのが実は豪雪地帯対策特別措

置法案であるというように聞こえておりますが、この法律については三党共同提案でありますし、法律の重要性と、またおそきに失するぐらい重要な法律が必要であるということは、われわれも率直に認めますが、今政府との連絡について藤山さんからいろいろ話があったということ——われわれもいたしましては、与党あるいは野党共同提案のこの法律案は、当然そのいきさつの中においては政府とも十分話し合いがなされたもので衆議院段階においても成立をみたもので、こう期待していただのですが、今申し上げたような困難の中で話があったということです。そのいきさつ、どういふふうな連絡のもとにこの法律が動いてきたのか、連絡したのか、しなかったのか等々参考までに聞かしておいていただきたいと思います。

○衆議院議員（松澤雄蔵君） 昨夜の夕刊並びにけさの朝刊の一部とにかくおもしろおかしいというふうな意味のことが囲み記事で出ておりました。実はわれわれもこれを見てびっくりした

と申し上げてもいい過ぎではないかと
思います。そこで、私どもは三党提
案ではございますけれども、われわれ
は自由民主党所属でございまして与
野党でございます。したがって、率直
に申し上げまして、われわれといたし
ましては慎重な討議を数回、というよ
りも三十回近いものをいたしておるわ
けでありまして、その間政府にも十分
に連絡をいたして参ったのでござい
ますから各省とも連絡いたしました。特
に所管省に当たられます企画庁に対
しましては、党の政調の事務局を通し
関連連帯のしよつちゅうやつて参り
ました。大蔵省に対しまして、この法
案に対

しましては、いずれにいたしましても、そう大きい予算は伴わないにいたしまして、将来のことがございいますので、特に日にちを設けておいて、願って御説明を申し上げて、いろいろ御協議を願ったのでございましたが、必ずしもこの法案をそれ自体に對して全体的に政府の意見をまとめるという段階まで至らなかつたために、万やむを得ずわれわれは議員立法という処置に出ざるを得なかつたというところでございますが、ただ残念なことにこれは――けさほどでも大平官房長官にお会いいたしましたところ、あの閣議で話し合つたのは單にこの法案という意味ではなくして、いわば、今のお話の御趣旨のような意味で、予算を伴う法案については、議員立法といえども、政府と十分連絡してほしい、そりうりうりなまとめ役的な、連絡調整的な役目をとるのが大平官房長官であるという意地をいれた。だがしかし、この味のことをいわれた。だがしかし、この問題は、閣議では、すでに衆議院で政府を代表した意味において佐藤國務大臣が答弁したとおりの、答弁のもとにいくといふことを閣議で決定したので、こういう回答をいただいて参りました。したがしまして、私どももいたしましては、ときによつては――率直に申し上げますが、事務当局がよくやるところのあれで、抵抗的なものを示したたという氣持で、どうも閣僚のほうの耳まで入らなかつたのではないかというやうな懸念はいたしましたけれども、きょう聞いてみますと、意味はよくわかりました。かういふふうな意味でございまして、政府のほうにも十分連絡はとれているものと、かように考へて今日までできております。したが

まして、わが党におきましては、先ほど申し上げましたように、半分以上雪国の議員であります。雪の降るところの方が国会議員には多いのであります、人数からいいます。それらの方々がみなお認め願ひ、そこには大蔵省の役人も来ておりますし、その他の役員も来ておるのであります。政調会、総務会のはらは全会一致で通つて、民主社会党のはらにおかれましても全会一致で通つたというふうなことでございまして、連絡は十分やつておるつもりでございます。

○田畑金光君 その辺の事情はよくわかりましたので、まあひとつ今後は政府が、この法律の成立した際には、この法律に基づいて積雪地帯の特別措置をさらに強力に推進することをわれわれとしても強く希望するわけです。

そこで、もう一つお尋ねしたいことは、現在の法律のもとでは、現行法のもとでは、先ほど御答弁がありましたように、積雪地帯については積雪道路法と実は土地改良法の二つにすぎない、こういう現状で、まことに残念だと思ひますが、この法律が成立した際には、結局これに基づいて特別審議会が設けられて、その審議会の中で基本計画を作成する。その基本計画に基づいて政府がさらに積極的な施策を推進する、こういうことにならうかと思ひますが、当然三十八年度予算等々においては、この法律に基づく具体的な措置がもつと推進されるのだと考えておりますが、そのように理解してよろしいかどうか。

○衆議院議員(松澤雄蔵君) 私たちはできるならば、まあ各国をたて雪のためのみに視察に回つた、私もその一員でございますが、各国回つてみますと、わが国ほど法律的な面をやつて

いる国はあまり他にないようでありまして。特に雪に關しましては、ほとんど世界的にこの法というものが無い。ただ一つあったのが、デンマークに除雪法という法律がございました。しかしデンマークという国はほとんど雪の降らない国であります。また、聞くにアメリカの北部のほうに州としての立場においての法律がある、州法がある、こういうふう聞いておりますが、願わくはわれわれは新しく次々に法律を作らないで、審議会の答申によつて行政措置的にどんどんやつていただきたという気持は持つております。しかしながら、どうしてもやり得ないというところならば、これは皆さん方の手をかりまして立法措置をやつていかなければならぬ、かようにも考えております。予算関係におきましては、審議会の進め方等にもありますが、ある程度まではぜひひとつ来年度の、三十八年度予算に間に合うように審議会のほうでもひとつ御答申を願ひたい、こういうふうなことで、熱望しております。

○田畑金光君 もう一つお尋ねしたいのですが、総理大臣が基本計画を立てるにあつては、まあ当然この法律に基づくと、豪雪地帯対策審議会の意見を聞いて立てるのだと思ひますが、第三條を見ますと、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、豪雪地帯対策基本計画を決定すると、こうなつておりました。第三條を読みますと、関係行政機関の長、あるいは関係道府県知事、豪雪地帯対策審議会というものは並列的に書かれておりました、どうも三者それぞれ

の意見を聞かなければ基本計画は立てられないような条文のところに読めるのですけれども、まあこの種機関の運営においては、やはり豪雪地帯対策審議会なら審議会の意見を聞いて総理大臣は基本計画を立てるというところで、あくまでもこの審議会が中心的な諮問機関として、あるいは建議機関として重要な役割を果たすべきだと思ひます。また、審議会の構成を見ますと、その中には学識経験者も入つておりますし、国会の代表も入つておりますし、道府県知事も入つておるわけですから、あくまでも基本計画を立てるにあつてはこの審議会の意見を聞くということが中心だと思ひます。けれども、これはそのような趣旨と解してよろしいかどうか。

○衆議院議員(松澤雄蔵君) ごもつともな御意見でございます。私たちがそのように考えておりました。ただ、これまたお互い議員各位でございまして、率直に申し上げますと、現在における行政府は、おの各省ともに非常にセクショナリズムと申しますか、城壁を築いたような格好が非常に強いのであります。そういう点を、特に無理してみなまとしていまして、なかなかかそけいふに促進がはたしていかだろ、今までの経験からいいたしま

す。そこで各省の方々に、自分たちがこれを考えた場合に、こういうものをこうしたいといふものを出してもらつたらどうか。そうして各省のものを一定の期限を切つてまとめる。そうして地方長——實際そこに住んでおる地域の長の意見を、農林省なら農林省からこういふものができたがどんなものだろうという意見を聞いて、そうしてそれを一本にまとめて審議会にかけていく。したがって、結論はあくまでも審議会というものを中心にもつていく。こういうふうなものを考え方でいく。できるならば、初めから事務局でもつて大きなものを持つて、そうして審議会一本であらゆる調査をいたしまして、みずからすぐ計画ができるという

ふりにいきたいところでございます。できるだけ現在までの長い経歴を持つておる各省の考え方というよりな面をも十分に生かす。したがって、セクショナリズム的なものでなく、それを集めたものを審議会において結合し合つて案を作る。それを実施するといふような方向に持つていく。こういうようなことを考えて実は出したわけでありました。

○田畑金光君 最後にもう一点だけお尋ねしておきます。雪国の場合は、特に、国の予算がきまつて、それぞれ各省から予算を令達して府県に持つていって、府県からさらに市町村末端にいつて、事業を始めるときには、すでに雪が降り始めるとか、雪が解けるとか、非常にそういう点で、予算の運用について、効率的な運用について特殊な配慮をしなければならぬ問題を抱えておるわけです。そこで、関係府県等からあるいは市町村等から会計年度の改正について強い要請があることは御承知のとおりであります。しかし、会計年度の改正といひまして、これはなかなかかむずかしい問題でございまして、年度の改正といひまして、これは予算の令達あるいは予算が実際に末端にいく時期の問題が現実問題として起きているわけですね。こういう問題等についてやはり十分これは行政運営なり指導なりの面で善処していくべきだと、こう考えておりますが、こういう点については、衆議院段階において提案者相互の間にいろいろ御検討なさつたと思ひますが、御意見を一つ承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(松澤雄蔵君) ただいまの御意見非常にこともつとでございます。いして、会計年度等に関しまして、い

ろいろとお互いに調査をいたしておりましたけれども、なかなか日本は御承知のように、いろいろ特殊事情等もございまして、あるいはまた小学校の子供たちが、豪雪地帯等から見ますと、現在は四月以降入学いたしますが、実はこれが会計年度と同じように合せていくといふことになりまして、四月の吹雪のときに入学しなければならぬというふうな、ここにはいろいろ議論がありまして、会計年度のほうは直ちにどうというふうな考えることは困難かと思ひます。自分たちもお互いに研究してありますが、これらの点につきましては、今の御質問でございまして、これらの点に對しましては事実そのとおりでございまして、われわれも会計検査院等にもやましくお願いいたしておりました。政府のほうに對しましても予算の配分を一日もすみやかに、特にこの豪雪地帯といわれるような地域には、ぜひそういふふうないたしてはしと思つております。会計検査院等は、三十六年度の会計検査を何か五月の七日にすでに東北方面をやられるのだという話でございまして、東北は四月に雪があるわけですが、十一月末から雪が降つて、十二月、一、二、三、四と、こういうふうな約五カ月間ある場所もあるわけでございます。直ちに会計検査と言われましても、實際問題としてできないのが現況でございまして、それをつい無理しますと、いろいろな問題が起きてくる、こういうふうなことになると思ひます。そういう点を考慮いたしまして、お手元にお配りいたしましたこの条文の第十三條に「国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、

ろいろとお互いに調査をいたしておりましたけれども、なかなか日本は御承知のように、いろいろ特殊事情等もございまして、あるいはまた小学校の子供たちが、豪雪地帯等から見ますと、現在は四月以降入学いたしますが、実はこれが会計年度と同じように合せていくといふことになりまして、四月の吹雪のときに入学しなければならぬというふうな、ここにはいろいろ議論がありまして、会計年度のほうは直ちにどうというふうな考えることは困難かと思ひます。自分たちもお互いに研究してありますが、これらの点につきましては、今の御質問でございまして、これらの点に對しましては事実そのとおりでございまして、われわれも会計検査院等にもやましくお願いいたしておりました。政府のほうに對しましても予算の配分を一日もすみやかに、特にこの豪雪地帯といわれるような地域には、ぜひそういふふうないたしてはしと思つております。会計検査院等は、三十六年度の会計検査を何か五月の七日にすでに東北方面をやられるのだという話でございまして、東北は四月に雪があるわけですが、十一月末から雪が降つて、十二月、一、二、三、四と、こういうふうな約五カ月間ある場所もあるわけでございます。直ちに会計検査と言われましても、實際問題としてできないのが現況でございまして、それをつい無理しますと、いろいろな問題が起きてくる、こういうふうなことになると思ひます。そういう点を考慮いたしまして、お手元にお配りいたしましたこの条文の第十三條に「国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、

ろいろとお互いに調査をいたしておりましたけれども、なかなか日本は御承知のように、いろいろ特殊事情等もございまして、あるいはまた小学校の子供たちが、豪雪地帯等から見ますと、現在は四月以降入学いたしますが、実はこれが会計年度と同じように合せていくといふことになりまして、四月の吹雪のときに入学しなければならぬというふうな、ここにはいろいろ議論がありまして、会計年度のほうは直ちにどうというふうな考えることは困難かと思ひます。自分たちもお互いに研究してありますが、これらの点につきましては、今の御質問でございまして、これらの点に對しましては事実そのとおりでございまして、われわれも会計検査院等にもやましくお願いいたしておりました。政府のほうに對しましても予算の配分を一日もすみやかに、特にこの豪雪地帯といわれるような地域には、ぜひそういふふうないたしてはしと思つております。会計検査院等は、三十六年度の会計検査を何か五月の七日にすでに東北方面をやられるのだという話でございまして、東北は四月に雪があるわけですが、十一月末から雪が降つて、十二月、一、二、三、四と、こういうふうな約五カ月間ある場所もあるわけでございます。直ちに会計検査と言われましても、實際問題としてできないのが現況でございまして、それをつい無理しますと、いろいろな問題が起きてくる、こういうふうなことになると思ひます。そういう点を考慮いたしまして、お手元にお配りいたしましたこの条文の第十三條に「国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、

ろいろとお互いに調査をいたしておりましたけれども、なかなか日本は御承知のように、いろいろ特殊事情等もございまして、あるいはまた小学校の子供たちが、豪雪地帯等から見ますと、現在は四月以降入学いたしますが、実はこれが会計年度と同じように合せていくといふことになりまして、四月の吹雪のときに入学しなければならぬというふうな、ここにはいろいろ議論がありまして、会計年度のほうは直ちにどうというふうな考えることは困難かと思ひます。自分たちもお互いに研究してありますが、これらの点につきましては、今の御質問でございまして、これらの点に對しましては事実そのとおりでございまして、われわれも会計検査院等にもやましくお願いいたしておりました。政府のほうに對しましても予算の配分を一日もすみやかに、特にこの豪雪地帯といわれるような地域には、ぜひそういふふうないたしてはしと思つております。会計検査院等は、三十六年度の会計検査を何か五月の七日にすでに東北方面をやられるのだという話でございまして、東北は四月に雪があるわけですが、十一月末から雪が降つて、十二月、一、二、三、四と、こういうふうな約五カ月間ある場所もあるわけでございます。直ちに会計検査と言われましても、實際問題としてできないのが現況でございまして、それをつい無理しますと、いろいろな問題が起きてくる、こういうふうなことになると思ひます。そういう点を考慮いたしまして、お手元にお配りいたしましたこの条文の第十三條に「国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、

早期に工事に着手することができるようになる等基本計画に基づく事業の効率的な実施について特別の配慮をするものとする。」「こういふようなことを書いたもの、以上のような意味でございまして、われわれも何とか今の御質問の趣旨のようなことにならぬように、いい方向に向いていけるような方向に行政措置をも考えて参りたいという含みを含めて、ここに書いてある気持でございまして、これらに對しましては非常に数回の会合におきましても討論し合つて、結論がこういふふうになり集約された、かようなことに相なつております。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありませんか。——ほかに御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願います。

○委員長(武藤常介君) 次に、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行な

います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 この前の委員会で詳細に質問をいたしましたけれども、なお二、三の点について簡単に政府の意見をただしておきたいと思ひますから、政府のほうも簡單明瞭にひとつ御答弁をお願いいたします。

その一つは、商工組合というものは、元來中小企業者が不況事態を克服するために作ったものでありまして、製品価格の暴落を防ぐとか、それからサービス過剰を制限するとか、そうしたことが目的とされていたのであります。したがつて、価格の引き上げを來たし、それから消費者に若干の悪影響のあることは免れないのであります。けれども、今度法改正によつて、合理化のために不況でなくとも協定して、各種の制限ができることになつてゐる。やほりこでもまた価格がつり上げられやしないか、そういうような心配があるのは當然であります。そこで法律には、不当の影響を与えないようにと書いてありますが、政府は合理化カルテルが価格引き上げをやらぬようにどんな指導をおとりになるのか、もう一度この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(大堀弘君) ただいま御指摘の点につきましては、前回も申し上げたところでございますが、法律の規定においても十七条五号ただし書きの規定、合理化カルテルは「価格若しくは加工賃に不当に影響を与えるものを除く」ということ、それから第十九条四号の主務大臣の認可の条件といたしまして、「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこ

と。」ということが法律上も規定いたしてございますので、私どもは合理化カルテルが本来技術の向上、品質の改善、原価の引き下げ、能率の増進のためにするカルテルでございますので、その趣旨によつて設立の際はもちろんのこと、運用の面につきましても十分注意をいたすように考えております。

○近藤信一君 次に、商工組合が中小企業者のカルテルであるとすれば、消費者の利益を守るのは消費生活協同組合であります。消費生活協同組合の団体であり、また消費者そのものであります。ところが商工組合には、大臣の規制命令が発動されて、員外者をも規制できることになつてゐるわけですが、この員外者規制命令が消費者たる消費者の生活擁護に大きな影響を持つことになりまして、規制命令は生活協同組合にも規制するかどうか、この点を明確にしてほしいのであります。

○政府委員(大堀弘君) 法律の規定の問題でございますから、私からお答へ申し上げます。消費生活協同組合は団体法に依り、員外者規制命令の対象には入つておられないわけでございます。団体法の規定の第十一条に、組合員たる資格を有する者の範囲が規定してございまして、この第二号に「団体が列挙してございまして、消費生活協同組合は除外されてゐるわけでございます。したがつて、員外者規制命令の五十六條、これは不況カルテル、五十六條の二に、これは新しく入りま

外者規制命令を発動する対象として末尾のところに、組合員たる資格を有する者に対し「これに従ふべきことを命ずることができない」ということでございまして、組合員たる資格のない消費生活協同組合員は員外者規制命令の対象にならないわけでございます。

○近藤信一君 消費物価の値上げについては商工組合に問題があるばかりでなく、協同組合にも問題がありまして、商工組合の協定事項は認可を受けたりしますが、協同組合は認可を受けないで協定事業を行なへる、したがつて便乗的な値上げや何かは協同組合のほうに危険性が多いと、こういうふうな思われ。政府は協同組合の価格協定については事前届出制をとるとか、また独禁法の監視を強化するとか、この前も御答弁をしておられるわけなんです。その具体的な方法は一体どういふことをやうとしてゐるのか、いま一度この点を御説明を願います。

○政府委員(大堀弘君) 協同組合の価格につきましては、一昨年来届出制をとつておりますが、最近価格協定に對する監督を強化する意味におきまして事前届出制にいたしました。二十日前に主務省のほうに届出をさせることにいたしております。主務省はこれを審査いたしました。不当なものがあるかどうか内容を審査いたします。おかしなものがございまして、おかしなものは変更の勧告をして、これを改めるように行政指導をするというところを先般通達いたしました。これによりまして今後さらに一そう消費者に對する影響については厳重に監督をして参りたいと考えております。

○近藤信一君 最後に、組合というものは、元來民主的な機関であります。商工組合も當然に民主的に運営されるべきであるけれども、しばしば私どもは地方の有力者とか、業界の有力者が組合員の意向を無視して、独裁的な支配を行なうことがあるやに聞かされてゐるのであります。組合が民主的に運営されないで、ボスの独裁専制になることは、この法律の考え方とは逆行するものでありますから、商工組合がボスの支配にならぬよう、多数組合員の意向を反映して、業界全体の発展のために尽くすよう政府は指導してほしいのであります。この点について、政府当局の心がまえいゝわゆる通産大臣の心がまえをお伺ひいたしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの組合運営の基本、これはもう私が申し上げるまでもなく、御指摘のとおり民主的に運営されなければならぬのでございまして、組合をせつ々しく作りまして、これが民主的に運営されず、一部の有力者等によつて左右されるというやうなことがございましては、本来の目的を達することができないことになりまして、ただいまの御指摘がございました点、私ども全然同感でございます。その点については一そう事務当局を奮勵して万全を期して参りたいと、考えております。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑ありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○近藤信一君 私は日本社会党を代表して本法律案に賛成するものであります。

本法の内容については、すでに幾たびか質疑の過程で論議が尽くされてい

るのであります。法文に申しますところの安定事業と合理化事業との区分が必ずしも明らかでない、経営の改善が安易なる価格引き上げによつてなされる危険を完全に解消できるとも思

いませんので、私どもは政府が今後十分な指導監督をしていただきたいのであります。本法によつて商工組合が同業組合的な性格を持ち、また設立が容易になり、積極的に中小企業を合理化するところの組織になることは、私どもの賛成するゆゑんであります。しかし組織が進むにつれて、ボスの支配、官僚統制、消費者圧迫というようなことが懸念されるのであります。この点について、政府においても十分に注意されるよう要望いたしまして、私の賛成討論を終わります。

○委員長(武藤常介君) 他に御発言がなければ、討論は終局いたしましたものと認め、これより採決に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よつて本案は全会一致を以てて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願います。

○委員長(武藤常介君) 次に、工業用水法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府より提案理由の説明を聴取いたします。通商産業大臣。

○國務大臣(佐藤榮作君) 工業用水法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由および要旨を御説明申し上げます。

近年における工業生産の発展に伴い、大工業地帯における工業用地下水のくみ上げ量が増加し、それがその地帯の地盤の沈下等の種々の障害を誘発していることは、あらためて申し上げる必要もないことであります。地下水は、それ自体としては、良質、低温、低廉という好条件を備えたものであり、自然的に地下水脈に補給されている水量の限度内において適正に地下水を採取することは、地下水資源の有効利用という見地からは、むしろ奨励すべき事柄であります。工業の発展に伴い、ややもすれば地下水の過度くみ上げを招くこととなりやすいこともまた事実であります。

現に、東京、大阪等の大都市においては、工業用地下水及び建築物用地下水の過度くみ上げによつて、異常な地盤沈下を招来しているのが事実です。政府といたしましては、つとにかか

る事態に対する対策の必要性を認め、昭和三十一年工業用水法を制定して地盤沈下地帯等における新規の工業用地下水のくみ上げを規制するとともに、既存の井戸についても工業用水道を重点的に整備することによつて地下水から工業用水道への水源転換を促進してきたのであります。

しかしながら、昨年阪神地方を襲つた第二室戸台風による甚大な被害の発生を契機として、建築物用地下水の採取の規制に関する立法措置と工業用水法による規制の強化を求める声が強くなりつてきたのであります。

特に工業用水法については、既設井戸をそのまま存続することを許す現行法制は、地盤沈下の防止対策としては必ずしも万全ではないとの主張が広く唱えらるるに至つたのであります。

国民の生命財産の保護のためには、地盤の沈下の防止を最重点にとりあげなければならぬことはいうまでもありませんが、同時に井戸のくみ上げ規制の強化は、国民の権利に対する重大な制限となるのであります。政府といたしましては、この点に慎重な検討を続けて参つたのであります。地盤沈下の防止を一そう効果的なものとするためには、現行工業用水法を一部改正する必要があるとの結論に達したので、このたび法律案を提案することとしたのであります。

この法律案の主たる内容は、次のとおりであります。

第一に、現行工業用水法では地盤沈下の防止は、いわば副次的な目的とされているのであります。これを工業の健全な発達と並べて主目的として規定することとしたのであります。

第二に、許可を受けなければならぬ井戸の範囲を拡大したのであります。現行工業用水法では揚水機の出口の断面積が二十平方センチメートル以下のもは規制の対象とならなかつたのであります。吐出口の断面積が六平方センチメートルをこえるものは許可を受けなければ、新規に使用

できないこととしたのであります。

第三に、既設の井戸に対する規制を強化し、一定期間経過後は、技術上の基準に適合しない既設の井戸は、その使用を原則として禁止することとしたのであります。この一定の期間すなわち既設井戸からの転換の時期は、代替水源としての工業用水道が給水を開始してから一年を経過した時とし、必要最小限の転換準備期間を置くことによつて企業活動を不当に圧迫しないよう配慮を加えております。

第四に、許可の技術上の基準が改正された結果、改正後の新しい許可基準に適合しなくなった井戸についても一定期間経過後は、原則としてその使用を禁止することとしたのであります。その一定の期間については、前項の既設井戸の転換の場合と同様であります。

第五に、許可を受けた井戸であつても、予測できなかった特別の事情が発生し、緊急の必要があると認める場合には、通商産業大臣は井戸の使用に對し地下水の採取を制限することができることとしたのであります。

第六に、以上に述べた規制の強化措置とあわせて、工業用水道への転換促進の措置として、転換のための必要な施設の設置に対する資金のあっせん、技術上の助言等の援助に努めることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(武藤常介君) それではこれは順次御発言を願います。

○樺葉夫君 ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(武藤常介君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を起し

て。

○樺葉夫君 この地下水の過度のくみ上げによつて、新潟、東京の江東、川崎あるいは名古屋、四日市、大阪、尼崎、埼玉の川口もそうでございますが、こういうところが地盤が年々沈下いたしました。何とかこの沈下を防止するための対策として、地下水のくみ上げ規制を早く法的に措置を講じてもらいたいということが熱心にこれは要望されておつたのであります。それにこたえて政府が今回の工業用水法の一部改正、建築物の用水の採取規制等の法案を出されたことについて深く敬意を表します。

今度の改正によつて、これまで工業用水法の副次的な目的であつた地盤沈下の対策をこの法律の主目的の一つに並列された。これはもとより当然のことだと思つたのであります。そこで尋ねたいのは、これまで二十一平方センチメートルの吐出口の断面積であつたものを六平方センチメートルに抑える。それ以上の井戸を掘らうとする場合には許可を要するというものになつてゐるわけでございまして、私どもは、六平方センチメートルをこえる井戸については全面的に禁止をする、こういうことでなければ、この主目的が達成できないと、こう思つたのであります。と申しますのは、六平方センチメートルの吐出口でありまして、一日二十四時間ポンプを動かしま

すという、日量五百トンのくみ上げができれば、こう言われているのであります。それをこえた吐出口の大きいものも必要によつては認めるかのごとき印象がなおこの改正によつて受け取られるのであります。この点について政府はどのようにお考えになりますか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま先生の御質疑の中にありました六平方センチの吐出口で一日フルに動かしたら五百トン出ると言われましたが、これは五十トンの誤りではないかと思ひますが、われわれの聞いておりますのは、日量フルに動かしまして大体五十トン。中小企業あるいは工業用に使用する場合には、六平方センチから二十一平方センチという間の吐出口のものはほとんどないといつていくらい少ないわけでございます。それで、六平方センチから二十一平方センチの間でも、何といひますか、非常に深部から取り出す場合、ただいま大臣からの提案理由に説明がありましたように、いわゆる地下水に、何といひますか、流れ込む量に応じた取り方をすれば問題はなないわけでありまして、そういう観点から六平方センチ以上のものを許可制にかけまして、地盤沈下に影響があると認められるものは許可をしない方針でございます。

○樺葉夫君 地下水をくみ上げてもなお雨水とか河川水がしみ込む程度のくみ上げであればいいじゃないか、地下水が枯渇するようなどはないじゃないかといふことなんでありませうけれども、この復流水の流れ込む、何といひますか、深度というものは、私ども二十メートルとまると、こう聞いておる

のですが、これは私のきよう議論しようとするところではございません。ただ、今後この通産省令で技術的にいろいろお考えをいただいたて、なお、そういう点については、沈下をきたす原因とならないように万全を期していただくことを望んでおくにとどめます。

私、大阪の事情を一番よく知つておりますので、大阪のことが中心になつてはなはだ感觸であります。これはお許しをいただきたいと思ひますが、現にこの工業用水法によつて指定地域といふものが定められることになつていまして、ところが、最近の大阪市内の沈下の状況を見ますと、指定地域を相当拡大しなければ、現在の沈下を防止することができないと思ひますので、すでに地方団体のほうから当局にも指定地域の拡大について要請があつたと思ひます。こういうものは早急にひつとやつていただかなければならぬと思ひますが、その点について本省のほうの準備の状況はどうなつておりますか、これが一点。

それからいま一つは、現在沈下はしていないが、工業地帯がずつと広がつて参りまして、これまで工場がなかつたところに相当に工場がふえてい。しかもここで地下水のくみ上げが行なわれる。自然、地盤の沈下が数年後にはまた出てくるだらうといふことがこれは想定されるのであります。指定地域については、現在沈下をしておることが、データによつて明らかで地域のみを指定地域とされるつもりであります。それとも、今後工場が地方分散、あるいは新たに工業都市ができるというよりなところで、過度のまた地下水のくみ上げが起り、

それによつて、沈下が予想されるというよりな地域にも、指定地域を拡大される準備がございますか、その必要があると思ひますが、お尋ねをいたします。

○政府委員(佐橋滋君) ただいまの御質疑の、大阪の問題になつております。現在指定になつておりません地域の指定の問題であります。これは早急な機会に指定をいたしたいと思ひております。

次に、現在これから新しく工業が集結をしていく地域で、地盤沈下が現在起きてないという場合でありまして、水位が低下するとか、あるいは塩水、汚水が混入するとかいうようなために、地盤沈下を来たすおそれのある場合も当然指定の対象になると、こういうふうにお考えをしております。

に理解するのでございますが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま御質問の中の、建築物用地下水の採取の規制に関する法律で規制される場合と、工業用水法で指定される場合と重複する場合もあつたと思ひます。重複しない場合は、まあ建築物が密集してあります。それが、たとえば商業地といひますか、そこへもう工場がいく可能性が全然ないというよりな場合には、あるいは重複しないこともあり得ると思ひますが、大阪などのような場合には重複して指定になる、こういうふうにお考えをしております。

○樺葉夫君 大臣、忙がしいのにあま技術的なことまいことを申し上げて恐縮なんです。今度の法律ができて、そして許可基準といふものを省令で定められるその際に、まあ機械によつてくみ上げる、その吐出口の断面積といふのは六平方センチと、こう法定されておりますが、現行の工業用水法の施行令によりまして、OPマイナス百七十メートルあるいは二百メートルという深さの地下水であれば、くみ上げて差しかえないといふような許可基準が現在あるのではありません。ところがその後の大阪府及び尼崎等における、深い層の地下水のくみ上げも、沈下に影響しておるといふことが明らかになつてきておるのであります。したがつて、沈下に影響のあることが明らかに証明されるような場合には、OPマイナス二百メートルで深の地下水ならくみ上げていいといふようなものも出てくると思ひます。これはやはり許可基準をもつと厳格なものにし

て、沈下を防止するということに改めていくという御意見はございませんか。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは御意見のとおりでございます。全然同意でございます。今回の法律制定は、先ほどの提案理由にも詳細に御説明申し上げましたように、いわゆる地方の御要望と申しますか、いわゆる民主的な意見の採用によりましてこの法律ができた、かように私も考えておりますので、これはむしろいわゆる政府が提案をいたしてはおりますが、国会内においての与、野党一致した御意見だろと思ひます。その要望に沿つたつもりでございます。したがつて、この法律ができました。この運用にあたりまして、ただいま御指摘になりますように、本来の目的を達成するように十分運用しろといふお気持ちからの御意見のお述べだろと思ひます。もうよく私どもその点は理解しておるつもりでございます。いわゆるむずかしい技術上の議論もあることだらうと思ひますし、一面また憲法上の私権の擁護等の問題もございまして。しかしながら、なおかつ、この種の制限を必要とするその本来の趣旨をよく理解したつもりでございますので、運用上におきましても万全を期するつもりでございます。

○樺葉夫君 ただいまの大臣からの御答弁で、その点については満足いたしました。

そこで、第五条の二項についてちよつとお尋ねをいたしますが、「その井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて

代えることが著しく困難なときは、許可をすることができ。」「こういふ条文がございすが、これまで工業の冷却用水などには、この条項が拡大解釈されて、工業の冷却用の地下水の水温というものは大体二十一度ぐらいを適当としておりますために、水温二十一度程度の地下水のくみ上げられる深さの水であれば、これは代替水がないという解釈をもつて許可されてきておる事実が多ございします。工業用水道を今度布設することによって、夏分の工業用水道の水温は大体二十八度ぐらゐになるやに聞いております。ですから、この二十一度の水温が冷却用には適当である、ところが工業用水道ができて給水ができて、これは二十八度程度しかならないから、実用に供するためには水温の低下をさせなければならぬ、それが他の水源をもつてかえがたいという理由をもつてこれを許可せられておる事実がございすが、そのように拡張解釈されることは、本法改正の目的を逸脱することになると思われまゝです。一体どういふことを「他の水源をもつて代えることが著しく困難な」状態というふうにお考えになりますか、お尋ねをいたします。

○政府委員(佐橋滋君) ただいまの御質疑であります、いわゆる低温の水と言われる、まあ製氷関係あたりで要請される問題があると思ひますが、現在までわれわれが承知しておりますのは、いわゆる水源の合理的な利用に著しい支障があるということで許可をしていないはずであります。今後の場合、いわゆる、先ほど先生の御指摘の中にあつた非常に深度が深いので、従来までは地盤沈下に影響がないというふうな場合だけ許可をしておつたと思ひますが、それはただいま大臣の御答弁にもありましたように、今後の運用については現在の技術的基準といふものをさらに強化をして参るつもりであります。ただいまの御指摘の、それが他の水源をもつて代えることが著しく困難な場合ということでありまゝすが、水温を二十八度から二十一度に低下させるというところは、あるいはクーリング・タワーとか、冷却のその他の方法を用いることによりまして、温度を下げることが十分可能でありまゝすので、ここでいふ、他の水源をもつて代えることが著しく困難なとき」といふことは、該当しないように運用して参りたいと思ひております。

○樺葉夫君 局長の御答弁によつてたゞいまの点は明らかになりましたが、この五条二項でいふところの「他の水源をもつて代えることが著しく困難な」といふこの言葉は、どういふものを想定されておられますか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれ考へ得るといふのは、今言ひました中小企業あたりの製氷工場といったことしか考へられませんが、これはいわゆる地盤沈下を、何といひますか、招来しないという場合に限つてこの事項を運用して参りたい、ただいま先生の御指摘のよゝな、大阪のよゝな場合には、これは許可するつもりはあります。

○樺葉夫君 十四条についてであります、指定地域における地下水の水源の保全をはかるため緊急の必要があると認めるときには、使用者に対して相当期間を定めて許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずることができると、こうあるのですが、緊急の必要があるに認める、緊急の必要時といふのは、一体どういふことをお考へになつておるか、ひとつ明らかにしていただきた。

○政府委員(佐橋滋君) これはまさに予想することのできなかつた特別の事態でございまして、われわれとしてもこれに該当する事項を的確に説明できないので、これは赤間先生からも当時おしかりを受けたのでありますが、まさに予想することのできなかつた事態、われわれが考へておりますのは、地盤の沈下速度というものと見合ひまして、いわゆる高潮対策のための防潮堤のかさ上げ等をやつておるわけでありまゝす。この場合に、われわれが予定しておりますよりも沈下速度が高いという場合には、非常に問題が起きますので、そのためには、元来ならば認可基準をさらに厳格にするということと、そういう事態の発生を防止すべきであります。その場合には、認可基準の許可等に時間をとることも予想されますので、その場合には、使用者に対して認可基準とは別に採取の量の制限をしたいと、こういうふうにお考へておるわけでありまゝす。

○樺葉夫君 二十五条の二、国及び地方公共団体は、施設の設置、改善をするための資金のあつせん、あるいは技術助言等を行なう、こう書いてあるのですが、この大阪市の場合は申しませんが、昨年度は府、市各一億五千万、合せて三億圓資金設定をいたしました。銀行で昨年度は十億、今年度は二十億程度、この特別の融資ワツクといふものを定めまして、すでにこの地下水くみ上げをやめて工業用水道、あるいは

はクーリング・タワーへの施設転換の資金として六億程度の貸し出しをすでにきめております。まあ大阪府、市とも、その金利の半額を負担いたしました。この施設所有者の損害をできるだけ軽減からして、そして、この沈下防止の事業に協力を求める助成策を実はとつておるのであります。「国及び地方公共団体は」と、こう、その資金のあつせんとか技術助成等について、義務ではございせんけれども、努めるように、こう書いてございします。ですから、こういうその施設の転換に對して、国なり公共団体が何ほどの助成をするといふことが、私はこの施設転換といふものを短時間に容易ならしめる非常に有効な策であると思ひます。が、政府に何かお考へがございしますか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれのほうは、中小企業者等ともこの点につきましても、よく連絡をとつておりまして、中小企業振興資金等助成法によりまして国の補助をこれにつけた。あるいはまた、かように府県の無利子の貸し付けだとか、あるいは大企業につきましても、開発銀行でこれのために資金のワツクを確保してあつせんをいたしたい、こういうふうにお考へております。

○樺葉夫君 利子の補給であるとか、それから何ほどの助成金をつけるといふようなことについてはお考へがございせんか。国として、そのぐらゐの積極的な、地方団体でさへやつておるのですから、その程度の助成策を防災対策の一環として、私はお考へいたしたいのですが、いかがでしようか。

○政府委員(佐橋滋君) 中小企業振興資金等助成法は無利子の金でありますので、ただいま樺葉先生の御指摘のような趣旨に合つておると、こういうふうにお考へておりますが、できるだけ私のほうは、このワツクを大きくして参りたい、こう考へております。

○樺葉夫君 じゃあ、中小企業のほうは利子のつかない金で、大きいところは開発銀行の六分五厘の利息でということに、大體理解してよろしいのでございしますか。

○政府委員(佐橋滋君) 大企業の開銀の場合には、六分五厘という特定金利が適用できるかどうかは、これは疑問であつまして、むしろ通常の金利になるかと、こう考へております。

○樺葉夫君 六分五厘の利息というのは、私は不用意に言つたつもりではございせん。この機械工業振興臨時措置法の利息は去年まで六分五厘でございしました。それで造船のほうについては六分五厘の利息は払いにくからうから、国が一部助成して五分五厘に引き下げてやろうじやないかという法律をこの間通したところでありまゝす。でありますから、防災対策の一環として、この問題を考へていけば、六分五厘の利息が安過ぎるということには私はならないと思ひます。しかし、これを即答をいたさうとは思ひませんが、十分ひとつ、こういう点についてお考へを望んでおきます。

それから、これはわかりきつたことのようにですけれども、建設省のほうからもお見えになつておりますから伺ひますが、法の二条によりますと、吐出口の断面積六平方センチメートル、これは二つ以上ある場合には合計の面積

が六平方センチと、こう解すべきだと思ふのですが、そのように理解してよろしうございませうか、それが一点。それから同じ工場の中で、この基準に適合する井戸が幾つござりますというのと、せつかく六平方センチメートルと押さえても、押さえないときの大きな井戸が合計すれば出てくる心配なきにしろあらず、こういう点について二以上の合計の断面積が六平方センチメートルというふうに理解して、厳格な規定としてこれを解すべきだと思ふのですが、いかがでしょう。

○政府委員(斎藤常勝君) ただいまお尋ねの六平方センチの吐出口がある場合に、前のほうでお尋ねになりました点はおっしゃるとおりでございます。それから第二の点でございますが、同一地帯に幾つものポンプがある場合はどうするかという問題でございますけれども、これは私も建物用の地下水を考へておりますので、建物には大体一つ——そうたくさんはないという考えから、一応敷地で制限するというようなことが非常に技術的に困難でございます。この点は考へておらないわけでありませう。

○政府委員(佐橋滋君) 私のほうの工業用水法の吐出口の断面積は、吐出口が二つ以上あるときには断面積の合計ということになっておりますので、先生の御質疑の点はないかと思ひます。

○樺葉夫君 卑近な例でございますが、一つの工場において、六平方センチメートルの吐出口の断面積を持った井戸が二つ以上は考えられないと、こういう意味でございませうか。

○政府委員(佐橋滋君) この小さい吐出口を掘る場合には被圧面地下水であ

りませんで、地盤沈下には影響がないというふうに、われわれは現在のところ解しておるわけです。

○説明員(藤岡大信君) 六平方センチ以下の井戸と申しますと、大体一日にせいぜい五十トン程度、ずつと動かしおきましても、五十トン程度の水しか出ませんので、大体家庭用以外には普通使えないような井戸でございます。そういうこと、今局長が申しました被圧面地下水をとるような井戸でございます。と、大体最小限二インチないし三インチと申したような井戸でございます。普通ポンプには、そういうものがございせん。それで、そういう二インチ以上の井戸でございます。二インチと申しますと、二十一平方センチでございますが、二インチで大体五百トン程度、まあ多いのは六百トンくらいある井戸もございませうが、そういう井戸から比へますと、たとへば本掘りしても、五百トンくらいにしかならないというよりなこと、そういうことは実際にはできないのでございませうけれども、そういう個所にたくさん掘つても、影響はそれほどないというところで考へてあります。

○政府委員(佐橋滋君) 私のほうの工業用水法の吐出口の断面積は、吐出口が二つ以上あるときには断面積の合計ということになっておりますので、先生の御質疑の点はないかと思ひます。

○樺葉夫君 卑近な例でございますが、一つの工場において、六平方センチメートルの吐出口の断面積を持った井戸が二つ以上は考えられないと、こういう意味でございませうか。

○政府委員(佐橋滋君) この小さい吐出口を掘る場合には被圧面地下水であ

るに吐出口の断面積三インチ程度のものまで、深ければ差しかかえないという許可基準があるというところでございませうが、この法改正案が成立いたしますと、そういうものは一切なくなる、やがてなくなるというふうに解してよろしうございませうか。

○政府委員(佐橋滋君) 現在の法施行当時には、相当深部であれば、地盤沈下にはそれほど影響がないというやや甘い考え方であつたわけでありませうが、今度の法改正を機会に、許可基準に再検討を加へまして、ただいま先生の御指摘のように非常に今後の許可基準というものは厳格になる、こういうふう

○樺葉夫君 この法が施行されて結局工業用水道を早期に作ることに、国の援助も得、地方団体も一生懸命になつて、最も近い、短い期間の間に工業用水道を完成するということにならなければならぬと思ひます。そこでその工業用水道の給水が可能になつた日から一年と、この日を切つてその間は、せいでいづくみ上げてもよろしいという何か経過措置に、非常にゆるやかなところがあることがちよつと気に入らぬのでございませう。これはもう少し、たとえば給水可能になれば六カ月以内に、その施設転換をやらなさいというような工合に、もっと積極的な態度を示してもらふと、工業用水道が、これからの計画ですから、何年かかるかわかりませうが、三年なら三年かかるという、そしてさらに給水可能になつて、なお一年以内に施設の転換を考えればいいというところに、この法律では相な

るわけでありませう。ところがもう大阪

でもひどい所は二十センチ下がつてい

ます、一年間に。それで少ないところ

で十センチ、御承知のあの市役所のご

ざいませう。中島などで昭和三十五年に

十四センチ下がつておるのです。それ

よりもひどい所は二十センチ下がつてい

ます、一年間に。それで少ないところ

で十センチ、御承知のあの市役所のご

ざいませう。中島などで昭和三十五年に

十四センチ下がつておるのです。それ

らなければならぬという場合の国庫補助とを、同率に私は考えることの間違いを常々考えているのでございす。が、通産大臣、これはいかがでしょう、この地盤沈下と全然関係のないところの水道の補助金と、地盤沈下を防止するための、早期に計画を急がなければならぬ、年度を短縮しなければならぬという水道に対する補助率とを、同率と考えてよろしゅうございすか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いろいろ御議論のあるところだと思ひます。しかし、この工業用水、まあ用水法ができたのが三十一年でございす。また新潟などの地盤沈下が非常にやかましく言われましたのも、つい最近のこととございす。そういう意味で、この点についての施設の整備は、ややおくれておると思ひます。ところが、いざこゝういふものに対する対策を立てようといふと、全国いたるところで、そういう問題に逢着しておる。まあ国の予算といふことは、地方の協力を得るといふ建前で、できるだけ多数の個所に、そういう対策を及ぼしていく、こゝういふようなことを考へて、ややその補助率が少なくなつた。ただいま御指摘になりますように、三十六年の予算編成の際に、そういう変更をいたしましたのでございす。

その後の経過を見まして、しからばそのために工業用水道の整備が非常におくれるか、かように考へると、むしろ逆に必要なものが整備されると、かように私は考へております。整備そのものから見ますと、限りある予算の使い方としてはやむを得なかつたかと、かように思ひます。ただ問題は、

工業用水はできるだけ安いことが望ましいのでございすから、そういう意味におきまして、将来の工業用水のトン当たりの価格は高くならないように、その意味からの計算も必要じゃないかと、かように思ひます。ただいま御指摘になりますように、都市に対するこの種の施設と、あるいは農村に対する施設と、やはり今日までの発達の経過が相違してございす。そういうために、その二つを比較することは適當ではないのじゃないか。かように私は考へております。

○榊原君 井戸の水を汲み上げて工業の用に供する場合のトン当たりの原価は、大体大阪で二円五十銭、それが今日、工業用水道で給水をして買ひます。その水の単価は五円五十銭で、国庫補助が五分の一に減額されて、コストが幾らにつくかといふと、六円八十銭ぐらいに、物価の騰貴等もございまして、考へられると云つておるのではありません。今日、大阪府、市とも、一般会計からトンあたり二円程度の補助を出しまして、そして工業用水道を使ひせて、できるだけ地下水の汲み上げを抑へることに努めておるわけですが、こゝういふ地方団体のやくりをして、そしてこの地盤沈下を守らうとしておると、この工業用水道に対する補助率と、便利の悪いところに工場団地ができて、遠くから水を引いてくる工業用水道に対する補助率とが同一であるといふことは、どうしても私は理解ができません。

なるのです。だから、この間のような四メートル二十からの高潮に対して、十分備へられるという防潮堤に国庫補助を出すことを思へば、工業用水道に対する補助率というものを増額されることのほうが、私は計算からいつても安くつくように思ひます。一段のひとつ御努力を願つて、決意のほどを最後に承りたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 災害対策として、この工業用水法の一部改正の法律も確かに役立つと思ひます。ところで、ただいままでの災害対策は、出てきた災害についての復旧、あるいはまた予防、その二つの建前をとつております。そういう建前から考へますと、この種の法律で役立つことと、ただいままで防潮堤その他で国費を出しておることと、どちらが有効かといふような議論もあるかも知れません。が、総合的に対策を立てなければならぬことは、これは確かでありす。ただいま申し上げるように、使用制限をすることによつて、確かに役立つだろう。ただ使用制限をやること、あるいは工場誘致、産業立地といふような面から、何かと不便を来たす、そういう意味で、あるいは地方自治体等も、産業は統制していきなさい、こゝういふところから、いろいろ補助もしておられと思ひます。また国の工業用水道を作る等によつて、補助を進めていくわけでもございす。

体で議論することは、私はあまり適当じゃないと思ひますが、榊原さんへん巧妙な議論をされて、ただいまもう少し国も出さなければならぬかなと、かように思ひます。ただいまですが、とにかく自治体の事業整備の計画、これは自治体自身といたしましては利害一致するものだろう、かように考へます。また国自身といたしまして、いわゆる災害に対します特別措置があるいは予防措置等は講じて参りますが、そのほかに主たる力が入られ、この工業用水の地下水汲み上げについての制限などは、むしろ経営者の立場につきまして種々私どもも工夫していきたい。だから、そういう意味から申せば、最後の整備用の転換資金その他についての助成などを心がけるべきじゃないか、工業用水の高いということそれ自体については、国の責任と申すよりも、主として地方自治体のほうから、そういう点、十分自治体の利益関係があるという立場で、その援助をいただくことが望ましいのじゃないか、かように私も考へております。

いすれにいたしましても、因だとか地方自治体だとか、それを区別して考へる筋ではなく、とにかく国民の生活が安定すること、安全であること、また、安定して企業を継続していくことが、私どもの政治の目標であることは当然でございすから、そういう観点に立ちまして、国、自治体一体となつて、その産業が興隆していくように、また安全な生活が確保されるように、一そ努力して参りたい。かように考へておる次第でございす。

○近藤信一君 榊原委員の御質問に關連しまして、簡単に二、三の点について御質問をいたしす。

工業用水道事業に予算がついて、その工事が開始されて給水できるまでの期間と、その後猶予期間一年を入れた合算期間は、少なくとも二年以上、また数年間は、地下水汲み上げは現状とほとんど変わらないことになるから、その数年間今までと同じく地盤沈下が起こることは否定できないのじゃないかと思ひます。その間に処する高潮対策として、防潮堤のかさ上げに、ほとんど依存する結果になつておることも事実なんです。たとえば名古屋の問題を見まして、河川の高潮対策ばかりに重点が置かれておるわけなんです。そうすると、また大阪における第二室戸台風と同じような被害が、少なくともこの数年間は避けることはできないのじゃないか、こゝういふふうに私は心配するわけなんです、その点はいかがですか。

○政府委員(佐橋滋君) 先ほどちよつと御説明しましたように、給水可能後の一年間というのは最高限でありすので、給水が可能になりますれば、すぐ転換できますように、企業に対しては、事前準備させておけば、いゝわゆる工場の中まで配管がされ、給水ができるようになりますので、われわれ能といふことには、長い期間非常に住民自身が不安な状態になるというところを避けるために、できるだけ早く転換をするように指導して参りたい、こゝう考へております。

○近藤信一君 従来現行法が、いゝわゆるザル法といわれていた理由は、主と

して既設井戸に対する規制がなされていないのと、それから地下水の過度汲み上げに対する規制なるものが、指示だけの行政指導であつて、それに従わない場合の強制力はなかつたのです。むしろ私は現行法の第十四条の指示を、制限することを得ると、こう改正したほうが適切であるようにも考えるのです。それゆゑに、本改正案では、予想することができなかった特別事情のある場合に限定して、地下水の採取の制限命令を例外的に緊急措置として認めることにした結果になつておるといふことは、現行法第十四条は削除されたにひとしいと解釈されるようにも考えるのですが、その結果を一体、どういふふうにあつたのほうでは今後カバーしていかれるお考えを持つておられるのか、従来とひとしく行政指導でやるというならば、従来の、現在のザル法という醜名を脱却できないことにならないかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(佐橋滋君) ザル法だとは、私のほうはあまり考えておりませんで、十四条の規定は、われわれが考えておりましたのは、いわゆる給水が可能になりました場合に、地下水の汲み上げをやめて、この工業用水道に転換するように十四条で指示することを考えておつたわけでありまして。ところで、この十四条の中で、いわゆる給水が可能になりました場合には、強制転換をするように六条の二及び六条の五を追加いたしました、いわゆるこの点につきましては、先生の御指摘のようにザル法でなく、強制転換をするようにしたわけでございます。そういったしますと、十四条の実質上の運用をする

場合が考えられなくなりましたので、削除いたしました、そのかわりに十四条を緊急事態の条文ということに書きかえたわけでありまして。

○近藤信一君 通産行政の重大な点は、産業の振興ということがあつて、工場は、産業の振興なんかも予定される、また新しい工場が付近に立つたり、また上流に新設されたりするふうな関係もあるわけですね。下流のほうの工場自体が地下水の使用を禁止された減少して、地盤沈下している現状であるから、いかに現在の地盤沈下の大きい地域だけを指定しても、それは効果がほとんどないというふうな結果を招来している地区もあるわけなんですね。それゆゑ、ぜひとも指定地域を広く指定して、そうして量水機等を使用し、各地区にわたつて、たえず減水を測定して、適所適時に科学的な、また合理的な計画、こういうものを詳細にまた緻密に適切かつ妥当な対策措置、こういうものを講じなければならぬ、かように私は思ふのであります。

○政府委員(佐橋滋君) 私のほうは、ただいま先生の御指摘のように、下流のほうで地盤沈下現象が起きておる、上のほうにはまだ起きていないという場合でありまして、地下構造上大いに関係があるという場合には、水位が低下したというふうなことを常時観測いたしまして、そういった地盤沈下を今来たとしておらないけれども、十分来たすおそれのある場合には、その地

域をもあわせて本法による指定地域にいたして参りたい。そこで指定地域にいたして、現在の法によりまして、強硬な採取規制をやろう、こういうふうな考えでおりますので、十四条でやるというよりは、むしろそのほうがよいよいのではないか、こういうふうな考へているわけでありまして。

○近藤信一君 地盤沈下防止のため、必要かつ十二分に地下水くみ上げ規制を行なわんといたしますには、代替用水の供給、そういうことに要する工業用水道事業、こういう関係から予算計上というものがなされなければならぬと思ふのでございまして。地方財政の、先ほど格委員も言つておられましたように、地方財政の關係上、水道事業の計画を適正規模以下にして、そうして補助金を申請していく場合があるわけなんです。政府はこれらの問題を考慮の中に入れて、そうして善処するようには積極的な指導というものを考へなければならぬと私は思ふのです、その点はいかがですか。

○政府委員(佐橋滋君) 現在国の補助金でやつております場合と、単独地方債でやつております場合とあるわけですが、地盤沈下地帯に對しましては、特に優先的にわれわれのほうとしては、補助金をつけるように考えておりました、そういう地域におきましては、当該地方団体の事業遂行能力の限界に近ところまで、われわれのほうでは補助金をつけて参らう、こういう趣旨で運営して参る方針であります。

○近藤信一君 大蔵省は地盤沈下したもののについて、いわば事後的に工業用水道事業の補助金を認めている、これらの地盤沈下そのものの予防とはなら

ない、私はこういうふうにも思ふので、この見地から地盤沈下が発生して、この地区の国土保全が永久に害され、それから工業用水を供給するのは若干手おくれ——若干どころではない、だいぶ手おくれだといふふうな感じがするのですが、それがために、地盤沈下が起りやすい場合がある場合が多い、予防的にあらかじめ代替用水を供給するのが私は当然の処置であらうと思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(佐橋滋君) 現在三十七年度では、いわゆる国庫補助でやつております工業用水道が二十四カ所、単独起債でやつておりますのが、大体三十カ所ぐらいになるかと思ひますが、ただいま先生の御指摘のような現在指定されております七個地点につきましては、まさにあとからやつておるといふ感じがいたしますが、そのほかの地点につきましては、ただいま先生御指摘のようにより予防的に工業用水を敷設して地盤沈下を来たさないように地下水の採取にかわつて工業用水道で工場が起きるようになつておることを考えておるわけでありまして。

○近藤信一君 最後に工業用水道事業に對しまして、従来国の補助が四分の一です。

○政府委員(佐橋滋君) 四分の一と五分の一。

○近藤信一君 四分の一。それが昨年から四大都市について、これが五分の一になつた。これはむしろ水道事業全体に對して逆じゃないかと私は思ふ。むしろこれは逆に三分の一の補助なりまた二分の一の補助をすべきじゃないか、そのほうが妥当じゃないかと私は

思ふのであります。ことに地方財政の困つておるところに對しては、国として、私は十分考へてやらなければならぬ。国土保全の建前からいけば、私も、これはもう少し、政府のほうで十分なめんどろを見なきゃならぬと私は思ふのですが、この点はいつと大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほど格委員からも同様なお尋ねがございまして、そこでお答えをいたしたわけでございますが、これは国の補助が多ければいいんが、いろいろな振り合ひもあることだと思ひます。最近三十六年以降、特別に補助率を下げましたのは、最近になりまして地盤沈下問題が起きたり、あるいは都市における工業の過度集中等がござたり、工業用水道を急速に整備しなければならぬという状況になつて参りました。そこでできるだけ限られた予算を全国で使用する、こういう意味から補助率をやむを得ず下げたというのが実情でございます。先ほど申し上げたのでございまして、その結果が、工業用水の水の使用料が非常に高くなる、こういうふうなことはできるだけ避けなければならぬと思ひますので、起債その他で所要の資金を確保することについて、十分政府は心がけておるといふのが現状でございます。

○委員長(武藤常吉君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○梅繁夫君 私は日本社会党を代表して、この工業用水法一部改正法案に賛成いたします。

本法の施行にあたって特に御留意願いたし点を二、三つけ加えまして、賛成の討論をいたしたいと思います。

先ほど明瞭にはお答えをいたしたけなかつたのでありますが、大阪市のような場合を例にとりて申し上げますと現在淀川を中心としていたしまして兩岸の区域、しかも東海道の以西というふうな指定地域がごく一部に限られております。そこで本年度も指定地域を追加してもらいたいということを望んでおります。明年度もさらにこれは拡大していただかなければ、地域全体の沈下を防止することができない、こういうふうな考えられますので、どうか通産当局におかれましては、すみやかに地方団体の意向等も聴取されまして、指定地域の拡大、しかも、その指定をされる時期を急いでやられることを衷心から望んでおきたいと思つております。

それから何と申しましたも、本法の主目的の一つにあげられました地盤沈下の防止の実績をあげて参りますためには、大臣もしばしば熱心に御説明いたしておられますように、工業用水道の早期完成ということが、これは必要でございます。同時に工業用水が、地下水を汲み上げるのと同じような価格で、同じくならなくとも近い価格で給水ができるというようにしなければ実効をあげることができないと思つております。そういうふうなことをいたすためには、どうしても国庫補助をやはり増額していただくことが本改正案の実効をあげることに役立つと思つておりますので、

そのことを強く要望いたしまして賛成の討論を終わります。

○委員長(武藤常介君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任願います。

○委員長(武藤常介君) 吉田君。

○吉田法晴君 先般これは通産省、運輸省両大臣と次官ともこられて、政府を代表して油類原線の問題については年度末までに見通しをつけました。こういう約束をされたのですが、きょう年度末、それは首をひねられるけれども、速記録にちゃんと残つておる。年度末までに見通しをつけなければ、それは何といふことか、年末までに着工云々といふことまで求めたわけじゃない、見通しをつけました。私は年度末までに見通しをつけたわけだけども、年度末までには見通しをつけたという答弁があつた。それを期待して待つておるところであります。その後いろいろ期待をして、心配してくる向きもございませう。大臣の年度末における報告なり、それから自信のほどを御披露を願つておきたいと思つております。○国務大臣(佐藤栄作君) きょうは三月三十一日でございますから、た

まのようなお尋ねがあるだらうと思つて、たいへんおくれていて申しわけのない次第でございますが、この御要望は承知いたしておりますので、関係当局の間で話しを進めておる、かように考えておりますが、まだ正確な報告を裏は聞いておりませんので、ただいまのようなお尋ねをいただきました恐縮でございますが、さつそくまた事務当局から、よく実情を聴取するつもりでございます。

○吉田法晴君 これ以上追及をしてもしょうがないのですが、その後の話の進行状況は、ある程度知つているのであります。

○委員長(武藤常介君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を始め

○吉田法晴君 年度末までに見通しをつける、こういう言明があつたのですから、残念だけれども、今日まで問題は片づきましたといふところまで至りませんけれども、しかし、引き続き努力をして、三十七年度になったら着工ができるように努力をいたしたいのです、これくらいの答弁はもらいたいのですが、ただ調べて返事しますだけじゃ……

○国務大臣(佐藤栄作君) 正確なことを申し上げたい——実情を十分知悉しておらぬのですから、ただいまのようなお答えをいたしました。私も考え方には在来と変りがございます。私どもの、ぜひとも解決をして——まあ本日御返事のできなかつたことは申しわけございませうが、新年度になれば、早々にでも話が片づくようにぜひした

い、かように思つております。御了承を願います。

○委員長(武藤常介君) 次に、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を議題とし、政府委員より内容の説明を聴取いたします。重工業局長。

○政府委員(島田喜仁君) 自転車競技法及び小型自動車競走法の改正法案につきまして補足説明を申し上げます。両方の改正の要旨と、それに伴いまする両制度の改正の要旨につきます。

まず競輪でございますが、昨年の七月二十五日に公営競技調査会から内閣総理大臣に提出されました答申の趣旨に沿ひまして、競輪は少なくとも現状以上にこれを奨励しないことを基本的な態度といたしまして、その弊害をできるだけ除去して改善に努めるといふ基本方針のもとに、改正の要旨は次の通りであります。

第一は、競輪施行についての施行者の適正化であり、第二は、競輪実施機関の整備強化であり、第三は、競輪の健全明朗化であり、第四は、売上金の一部を体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に充てるための法制化であります。

改正の主要点の概略を御説明いたしますと、第一は、施行者の適正化であります。現在都道府県以外に競輪を実施しております市町村を、財政事情等を勘案して指定しておりますが、一部の市町村に固定することは均衡上好ましくありませんので、同時に指定市町村のうちには、運営能力に不十分なものがありまゝで、一つには施行者の交代を可能ならしむるよう、指定市町

村について指定の理由がなくなつたと認める場合は、指定を取り消しするようにする。第二には、施行者の競輪運営能力の向上等をはかるため、地方自治法の活用等によりまして、施行者について一部事務組合の結成を強力に指導する考えであります。

第二に実施機関の整備であります。競輪実施に関する事務は、都道府県ごとに設立された社団法人自転車振興会が施行者からの委任を受けて行なつておりますが、現行の振興会は、社団組織による任意の民法人でありますため、これに対する監督には一定の限度があるとともに、競輪実施に関する事務の委託の範囲も、施行者の自由裁量にゆだねられておりますので、振興会の業務も不安定となつております。そこで、実施機関として、もっと適切な組織を考慮いたしまして、十分な監督をなし得るようにする反面、施行者から委託を受けております事務を明記いたしまして、実施機関の業務の安定をはかることに、競輪実施の事務が責任をもつて公正かつ円滑に行なわれるようにする必要がありますので、一つには、競輪施行者たる地方公共団体の長及び競輪の実施に關し知識経験を有する者を発起人とし、ブロックごとに、通商産業大臣の認可を受けて、競輪実施の事務を行なうことができる特殊法人を設立させる考えであります。二つには、特殊法人の業務として、競輪の審判等競技に関する事務、車券の発売等の事務、宣伝に関する事務、競輪場内の整理に関する事務を明記いたしまして、競輪施行者が、特殊法人に業務を委託するにあつては、競技関係に関する業務は一括しなければなら

ないことといたしまして、競技の公正かつ円滑な実施を期するとともに、責任の所在を明らかにしたのであります。三つには、監督については、従来の振興会と異なりまして、会長、副会長及び監事の任命、解任、業務の方法の認可、団体監督命令等の制度を取り入れ、監督の万全を期することといたしております。

第三は、競輪の健全化であります。競輪の健全化をはかるためには、環境の整備、過度な射撃心の抑制、選手の質の向上等についても、措置を講ずる必要がありますので、一つには、競輪場の環境を整備するため、競輪場の施設基準の引き上げを行なうとともに、競輪場の設置者が賃貸料収入中の一定金額——競輪場所有者についても相当する金額を、施設改修に充当するよう強力に指導をいたします。二つには、場内管理の強化のために、場内警備員を数競走場で共同採用して、常用職員化するよう指導をいたします。三つには、射撃心の過熱を避ける見地から、できるだけの中率を多くするため、勝者投票法の種類及びその実施方法について規制をいたします。四つには、社会的弊害の除去の見地から、競輪開催日は、原則として、土、日曜日及び国の定める休日とする。五つには、不正レースの発生を防止し、競技内容の向上をはかるため、選手の再訓練等の措置を強化する。六つには、選手の欠格者を排除するための登録を抹消する法的根拠を明確にいたしますとともに、他面、選手の福利厚生を増進その他退職金を含め選手の共済事業に対する助成強化のために必要な措置を講じたいと考えております。

第四は、体育事業等振興費の制度化であります。調査会の答申の趣旨もあつて、自転車等機械産業振興費になつて、体育事業の振興のための交付金制度を新設いたしました。これを法制化することにいたしました。

その内容は、競輪施行の目的に、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を追加をいたしまして、競輪施行者は、売上げのうち一定の金額を体育事業の振興のための交付金として、日本自転車振興会に交付し、体育事業の振興のための事業の補助業務は、日本自転車振興会が通商産業大臣の認可を受けてなす得るものとした。また、通商産業大臣は、認可にあつては、車輛競技関係交付金運用審議会の意見を聞くなければならないこととしたのであります。

以上で競輪の改正の要点を御説明いたしました。小型自動車競走法の改正につきましては、競輪制度改正の基方針と同じであります。施行者関係を除き、競輪と全く趣旨でございます。そこで、ただ、体育事業その他公益の増進を目的とする事業の振興費制度を新設したことに伴ひまして、その取り扱い機関をいたしまして、日本自転車振興会になつて日本小型自動車振興会を新設する、これだけが新しい制度の改正でございます。非常に簡単にございますが、以上で補足説明を終わらしていただきます。○委員長(武藤常介君) 法案の質疑は、都合により次回に譲ります。本日は、これにて散会いたします。午後四時五十八分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月九日)

一、工業用水法の一部を改正する法律案

一、豪雪地帯対策特別措置法案(衆)(予備審査のための付託は同日)

工業用水法の一部を改正する法律案

工業用水法の一部を改正する法律案

工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「発達に寄与し、あわせて」を「発達と」に改める。

第二条第一項中「二十一平方センチメートル」を「六平方センチメートル」に改め、「及び河川附近の土地」を削る。

第三条第二項中「工業の用に供するため」及び「きわめて」を削る。

第五条第一項中「認めるときは、許可をしなければならぬ」を「認めるときでなければ、同項の許可をしなければならない」に改め、同条第二項中「前項に規定する場合のほか」を「前項の規定にかかわらず」に、「合理的の利用」を「保全」に、「許可をする」を「同項の許可をする」に改める。

第六条第一項中「その地域内の井戸」の下に「であつてそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するもの」を加へ、同条第三項を同条第四

項とし、同条第二項中「前項」を「第二項に改め、「指定地域となつた日から」の下に「起算して」を加へ、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の井戸であつて前項に規定するもの以外のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道における給水可能量その他のその地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘案して通商産業省令で定める日から起算して一年間限り、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

第六条に次の第一項を加える。

5 前条第一項の通商産業省令を改正する通商産業省令が施行された場合において、その改正に係る指定地域内に、第三条第一項の許可を受けた井戸(以下「許可井戸」といい、第二項の規定による許可井戸を除く)であつて改正後の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこととなるものがあるときは、当該許可井戸に係る同項の許可は、その指定地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他のその指定地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘案して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日か

ら起算して一年を経過した時にその効力を失う。

第七条第一項中「(以下「許可井戸」といふ)を削る。

第八条第二項中「合理的な利用」を「保全」に改める。

第十一条第二号中「二十一平方センチメートル」を「六平方センチメートル」に改める。

第十四条を次のように改める。

(使用者に対する緊急措置)第十四条 通商産業大臣は、予想することができなかつた特別の事情の発生により指定地域における地下水の水源の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、使用者に対し、相当の期間を定めて、許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずることができ

第二十四条及び第二十五条第一項中「指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために」をこの法律を施行するために改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(国等の援助)第二十五条の二 国及び地方公共団体は、許可井戸に代えて工業用水道を利用するための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第二十八号第二号中「第十三条」の下に「又は第十四条」を加える。

第二十九号第一号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)

2 この法律の施行の際現に工業用水法(以下「法」という。)第三条第一項に規定する指定地域内において、改正後の法第二条第一項の井戸(以下「井戸」という。)であつて揚水機の吐出口の断面積が二十一平方センチメートル以下のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に法第三条第一項に規定する指定地域内において、河川法(明治二十九年法律第七十一号)による河川附近の土地の区域内の井戸(前項に規定するものを除く。)であつてそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が法第五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に法第三条第一項に規定する指定地域内において、河川法による河川附近の土地の区域内の井戸(附則第二項

に規定するものを除く。)であつて前項に規定するもの以外のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その指定地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他のその指定地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘案して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年間限り、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

5 改正後の法第六条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定により法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者に準用する。この場合において、改正後の法第六条第三項中「その地域が指定地域となつた日」とあるのは、「工業用水法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行の日」と読み替へるものとする。

6 前項において準用する改正後の法第六条第三項の届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

豪雪地帯対策特別措置法案
豪雪地帯対策特別措置法
(目的)

第一条 この法律は、積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他の産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。
(豪雪地帯の指定)

第二条 内閣総理大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従ひ、かつ、豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

2 内閣総理大臣は、豪雪地帯の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

(豪雪地帯対策基本計画の樹立)

第三条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ関係道府県知事及び豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 内閣総理大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示するとともに、関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、基本計画を変更しよとする場合について準用する。

(基本計画の内容)

第四条 基本計画には、次の各号に掲げる事項について、それぞれその基本的なものを定めるものとする。

一 積雪期における交通及び通信を確保するために必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

二 農業及び林業に係る雪害の防除その他農業及び林業の生産条件の整備に関する事項

三 豪雪地帯の特殊事情に即応する教育施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備に関する事項

四 雪害を防除するために必要な国土保全施設の整備に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する重要事項で政令で定めるもの

(豪雪地帯対策審議会の設置及び所掌事務)

第五条 総理府に、附屬機関として、豪雪地帯対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

一 豪雪地帯の指定に関する事項

二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項

三 豪雪地帯に適應する産業の振興に関する事項

四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項

五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に對し意見を申し出ることができ

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員三十五人以上で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員 十二人以上

四 道府県知事 六人

五 学識経験のある者 九人以上

3 前項第五号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第五号の委員は、再任されることが出来る。

5 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議会の運営等)

第八条 前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(基本計画に基づく事業の実施)

第九条 基本計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に關する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(事業計画の作成及び調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施についてその

所掌する事項に關し事業計画を作成し、これを経済企画庁長官(北海道の区域内にある豪雪地帯に係る事業計画については、北海道開発庁長官。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、基本計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(関係機関等の協力)

第十二条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

(工事の早期着手等についての配慮)

第十三条 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、早期に工事に着手することができるとする等基本計画に基づく事業の効率的な実施について特別の配慮をするものとする。

(国の負担割合又は補助率についての特例)

第十四条 基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるときは、当該事業に要する経費に係る国の負担割合又は補助率について、別に法律で定めるところにより、特例を設けることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法の一部改正

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中水資源開発審議会の項の次に次のように加える。

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定に附しめられた事項を行なうこと。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第二号)に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

第九条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 豪雪地帯における雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に關すること。

(北海道開発法の一部改正)

4 北海道開発法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

四 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第二号)

第十条の規定に基づき、豪雪地帯対策基本計画に基づく事業計画について必要な調整を行なうこと。

(災害対策基本法の一部改正)

5 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第二号)第三条第一項に規定する豪雪地帯対策基本計画

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、不当景品類及び不当表示防止法案

不当景品類及び不当表示防止法案

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に關連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段とし

て、その方法が直接的であるか間接的であるかを問はず、くじの方法によるかどうかを問はず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引(不動産に關する取引を含む。以下同じ。)に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に關する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

(景品類の制限及び禁止)

第三条 公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に關する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の他は内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害

するおそれがあると認められる表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であるとして一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

(公聴会及び告示)

第五条 公正取引委員会は、第二条若しくは前条第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

2 前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行なうものとする。

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為

が再び行なわれることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に關連する告示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することができ。

2 公正取引委員会は、前項の規定による命令(以下「排除命令」という。)をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならぬ。聴聞に際しては、当該事業者は、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

3 公正取引委員会は、排除命令をしたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、告示しなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律との関係)

第七条 前条第一項に規定する違反行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第八条第一項第五号及び第二十五条の規定の適用については同法の不公平な取引方法と、同法第八章第二節(第四十八條の規定を除く。)の規定の適用については同法第十九條に違反する行為とみなす。

2 前条第一項に規定する違反行為についての審決においては、同項前段に規定する事項を命ずることができる。

3 公正取引委員会は、前条第一項に規定する違反行為について審判手続を開始し、又は私的独占の禁

止及び公正取引の確保に關する法律第六十七條第一項の申立てをしたときは、当該違反行為について排除命令をすることができない。(審判手続等)

第八条 排除命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、第六條第三項の規定による告示があつた日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、当該命令に係る行為について、審判手続の開始を請求することができ。

2 公正取引委員会は、前項の規定による請求があつた場合は、遅滞なく、当該行為について審判手続を開始しなければならない。この場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第五十條第四項の規定を適用しない。

3 公正取引委員会は、排除命令に係る行為については、前項に規定する場合を除き、審判手続を開始し、及び前条第三項に規定する申立てをすることができない。

(排除命令の効力等)

第九条 排除命令(前条第一項の規定による請求があつたものを除く。)は、同項に規定する期間を経過した後は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第二十六條及び第九十條第三号の規定の適用については、確定した審決とみなす。

2 前条第一項の規定による請求があつた行為について審決(当該請求を不道法として却下する審決を除く。)をしたときは、当該行為に係る排除命令は、その効力を失なう。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第六十四條及び第六十六條第二項の規定は、排除命令について準用する。

(公正競争規約)

第十条 事業者又は事業者団体は、公正取引委員会規則で定めるところにより、景品類又は表示に關する事項について、公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公正取引委員会は、前項の協定又は規約(以下「公正競争規約」という。)が次の各号に適合すると認める場合でなければ、前項の認定をしてはならない。

一 不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであること。

二 一般消費者及び関係事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することによって不当に制限しないこと。

4 公正取引委員会は、第一項又は前項の規定による処分をしたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、告示しなければならない。

5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第四十八條、第四十九條、第六十七條第一項及び第七十三條の規定は、第一項の認定を受けた公正競争規約及びこれに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。

6 第一項又は第三項の規定による公正取引委員会の処分について不服があるものは、第四項の規定による告示があつた日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、不服の申立てをすることができ。この場合において、公正取引委員会は、審判手続を経て、審決をもつて、当該申立てを却下し、又はは当該処分を取り消し、若しくは変更しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外等)

第十一条 この法律の規定により公正取引委員会がした処分については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第 号)による不服申立てをすることができない。

2 第八條第一項の規定による請求又は前条第六項の申立てをすることができする事項に關する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条若しくは第四条第三号の規定による指定又は第三条の規定による制限若しくは禁止に係る公聴会は、この法律の施行の日前において、行なうことができる。

中小企業基本法制定促進に関する請願

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

請願者 大阪府東区唐物町一ノ六 大阪メリヤス卸商組合内 寺田八十二

六 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること

紹介議員 大川 光三君

（他の所掌に属するものを除く。）

池田内閣によつて貿易為替の自由化が拡大され、経済成長政策が進むにつれて、中小企業は、金融の困難及び労働力の不足に直面し、大企業との格差を是正するどころか相対的には、むしろ大幅に低下するおそれさらされている。また政府の中小企業対策が、その時々思いいつきのまま実施されているため、総体としての一貫性を欠き、互に交錯し、中小企業独自の機能を十分に発揮し得ない実情であるから、この際、中小企業者に目標を与え、政府の中小企業対策が完全に効果をあげるため、今国会で中小企業基本法を制定せられたい。なお、本法については、中小企業政策の憲法的存在となし、その基本方針にもとづき、（一）中小企業の合理的な自立と発展をはかるため、開発計画をたて、生産分野を調整し、規模を適正化し、流通機構を合理化し、市場の開拓拡大を助け、資金の供給を円滑にし、企業の活動力を強化すること、（二）中小企業の近代化と生産性の向上のために、設備の更新、近代化資金の確保、技能訓練、労働関係の改善等科学的経営を推進し、税負担の合理化をはかること、（三）中小企業の公正で協同的な経済関係を確保するため、に、公正な取引や競争を規制し、健全な企業の共同化及び集団化を助け、下請関係、企業系列関係を正常化すること等の施策を総合的に講ずるものとせられたいとの請願。

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業基本法制定促進に関する請願（第三七〇号）（第三三七八号）（第二四二二号）（第二四二五号）（第二四二八号）（第二四二九号）（第二四三〇号）（第二四八〇号）（第二四八一号）

一、商店街振興法制定に関する請願（第三七二一号）（第二四一一号）（第二四三二号）

請願者 滋賀県八日市市浜野町三二 日本中小企業政治連盟八日市支部内 片岡隆郎

一、産炭地域振興臨時措置法の一部改正等に関する請願（第二四〇八号）

紹介議員 西川基五郎君

一、石炭産業の長期安定化に関する請願（第二四一七号）（第二四一八号）（第二四一九号）（第二四二〇号）（第二四二二号）（第二四二四号）（第二四二五号）（第二四二六号）（第二四二七号）（第二四二八号）（第二四二九号）（第二四三〇号）（第二四八〇号）（第二四八一号）

請願者 新潟県長岡市西新町中政連長岡支部内 品川英三

一、商店街振興法制定に関する請願（第三七二一号）（第二四一一号）（第二四三二号）

紹介議員 小柳 牧衛君

一、商店街振興法制定に関する請願（第三七二一号）（第二四一一号）（第二四三二号）

請願者 滋賀県草津市草津町草津商工会内 峽仁蔵

一、商店街振興法制定に関する請願（第三七二一号）（第二四一一号）（第二四三二号）

紹介議員 西川基五郎君

一、商店街振興法制定に関する請願（第三七二一号）（第二四一一号）（第二四三二号）

請願者 滋賀県草津市草津町草津商工会内 峽仁蔵

第二三七八号 昭和三十七年三月十七日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願（二通）

請願者 静岡県浜名郡湖西町鷺津七一〇 中小企業政治連盟湖西支部内 山口茂夫外一名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第二三七〇号と同じである。

第二四二二号 昭和三十七年三月十九日受理

中小企業基本法制定促進等に関する請願

請願者 滋賀県八日市市浜野町三二 日本中小企業政治連盟八日市支部内 片岡隆郎

紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第二三七〇号と同じである。

第二四五八号 昭和三十七年三月二十日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 新潟県長岡市西新町中政連長岡支部内 品川英三

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第二三七〇号と同じである。

第二四二二号 昭和三十七年三月十九日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 滋賀県草津市草津町草津商工会内 峽仁蔵

紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第二三七〇号と同じである。

第二四二二号 昭和三十七年三月十九日受理

商店街振興法制定に関する請願

第二四三二号 昭和三十七年三月二十日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市松崎町四一大津商店街連盟内 中村益造外一名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第二三七二一号と同じである。

第二四〇八号 昭和三十七年三月十九日受理

産炭地域振興臨時措置法の一部改正等に関する請願

請願者 福岡県飯塚市長 吉田 繁外十一名

紹介議員 吉田 法晴君

産炭地域振興臨時措置法、産炭地域事業団法の内容は、産炭地の現状や産炭地振興の諸計画から検討すると関係者の期待に反するものである。臨時措置法に關しては、諸事業の実施について、政府関係各省の協力義務に關しその財政的裏付けを明らかにすること、地方自治体が実施する振興事業等の起債措置について元利償還金の補給措置を講ずること等の明文化がぜひ必要であると考えられる。また、事業団法については、その事業内容に小規模ダムの建設を加えて工業用水等を確保しうるよう配慮せられたい。なお、飯塚市地域の工業用水、上水、農業用水確保のための久保白ダム建設案については、昭和三十五年、三十六年と県費により調査費を計上され、県の努力により調査を進めてきたが、工業用水、飲料水に引きあたる貯水量の算定にあつて、農業用水の配水計画の変更を前提とする築堤計画の策定を行なう必要

があり、このためなお三十七年度一箇年の調査が必要であるから、引続き調査を果するは国から支出されて、一日も早くこれを完成させるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第二四一七号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(六通)

請願者 福島県内郷市綴町秋山
一〇 伊東ツイ子外五

紹介議員 天田 勝正君

石炭産業を安定化して国民経済に寄与しうるようになるとともに、産炭地域経済の振興と石炭につらなるすべての労働者および家族の生活安定を実現するため、(一)政府は石炭鉱業審議会の答申をあくまで尊重し、年産最低五千五百万トンの需給体制の確保と昭和三十八年度千二百四十四億引下げの方針を再確認するとともに、今後予想されるエネルギーの需要拡大に見合つて石炭の需要拡大と安定の具体策を早期に確定し、これの実現を推進すること、

(二)石炭と競合関係にある重油の価格安定をはかり、特に石油業法の制定にあつては、この点について慎重な考慮をはらうこと、(三)ビルドアップの計画規模を大幅に拡大するとともにこれに必要な措置を講ずること、(四)石炭専焼火力発電所の建設を本年中に実施すること、又これに関連し産炭地周辺における重油専焼火力発電所の建設を禁止すること、(五)石炭コストの軽減をはかるため、電力料金をはじめ生産資材の値下げ処置を行なうとともに運賃補給制度をすみやかに確定する

こと、(六)政府、学識経験者により鉱区総合開発委員会を設置し、不良炭鉱の閉山勧告、開発促進のための鉱区の整理、統合を積極的に促進すること、(七)石炭産業の近代化促進にあつては労使による事前協議制の重要性を認識し、これの徹底について企業に対する行政指導を強化すること、(八)石炭産業労働者の最低生活を保障するため坑内、坑外別全国一律最低賃金の早期設定について必要な措置を講ずること、(九)エネルギー基本法を制定すること、(十)炭鉱離職者に対する再就職及び生活保障のための措置をより一層充実すること等の諸点について必要な措置を確立せられたいとの請願。

第二四一八号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(八通)
請願者 福島県常磐市竜ヶ沢四
〇 清水義見外七名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四一九号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(八通)
請願者 福島県内郷市高坂町御殿一 佐川清外七名
紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

石炭産業の長期安定化に関する請願
(九通)
請願者 福島県常磐市大字水野
谷字亀ノ尾一四〇 関根清治外八名
紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四二二号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(十二通)
請願者 福岡県相屋郡久山町
三、四四五 城戸一成外十一名
紹介議員 山田 節男君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四二三号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(十六通)
請願者 福島県内郷市宮沢二
横本房子外十五名
紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四二三号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(十六通)
請願者 福島県常磐市大字湯本
字上浅貝一〇 佐藤満外十五名
紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四二四号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(十七通)
請願者 福島県内郷市内町前田
三一 永塚政吉外十六名
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四二五号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(二十一通)
請願者 福島県内郷市高坂町御殿一 滝川義雄外二十名
紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四二六号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(二十二通)
請願者 福島県内郷市高坂町板井九二 佐久間作憲知外二十一名
紹介議員 曾根 益君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四二七号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(八十七通)
請願者 福島県内郷市宮町代四
九 政井喜八外二十八名
紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

石炭産業の長期安定化に関する請願
(二十五通)
請願者 福島県常磐市栄田七
七 鈴木洋子外二十四名
紹介議員 基 政七君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四二八号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(二十六通)
請願者 福島県内郷市白水町入
山七二 栗原政美外二十五名
紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四二九号 昭和三十七年三月二十日受理
石炭産業の長期安定化に関する請願
(二十九通)
請願者 福島県内郷市宮町代四
九 政井喜八外二十八名
紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨、第二四一七号と同じである。

第二四八〇号 昭和三十七年三月二十二日受理

石炭産業の長期安定化に関する請願

請願者 山口県美祢市榎山炭礦
労組内 松井良美

紹介議員 曾祿 益君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二四八一号 昭和三十七年三月二十二日受理

石炭産業の長期安定化に関する請願
(二十七通)

請願者 福島県平市手摺一一四 木村稔

紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。